

第1章 地区ガバナー・キャビネット

地区ガバナーは、地区年次大会において選出され、その年度の国際大会閉会時に正式に就任します。選出されてから就任するまでの間は地区ガバナーエレクトと呼ばれます。

就任と同時にフル回転するためできるだけ事前の準備を整えておく必要があります。事前の準備が早ければ早いか、任期に入ってからの仕事がスムーズに進められます。

特に自分と任期を共にするキャビネット構成員の人事。キャビネット事務局開設などは副地区ガバナーの任期中に構想をまとめておきましょう。

(1) キャビネット組織の際の留意事項

1. 地区ガバナーは就任するまでに、できるだけ早く次期地区ガバナー・キャビネット（以下キャビネットという）を組織しておきます。キャビネットは複合地区会則第 17 条の「キャビネット構成員」によって組織されます。
2. 複合地区会則第 16 条「地区ガバナー・キャビネット」の 1. に「キャビネット構成員は地区役員となる」とあります。なおリジョン・チェアパーソンは地区ガバナーが自己の任期中に任命するかどうか定める権限を持ち、任命されなかった場合は空席となります。
3. 前地区ガバナーと第一・第二副地区ガバナー以外の地区役員は地区ガバナーによって任命されますが、その人選は、地区ガバナーの任務遂行に大きく影響しますので、適任者を選んで、自ら納得のゆく配置を行う必要があります。
4. 地区役員は地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員でなければなりません。
5. 地区役員に欠員が生じた場合、地区ガバナーは、前地区ガバナーと第一・第二副地区ガバナーの場合を除いて、その役職の残任期間の後任者を任命します。
6. 地区役員は、その地区内のクラブ会員でなくなった場合、その任期は停止され、地区ガバナーは後任者を任命します。リジョン・チェアパーソンはそのリジョン内の、ゾーン・チェアパーソンはそのゾーン内のクラブ会員でなくなった場合、同様な措置が取られます。
7. 地区委員は地区役員ではありませんが、地区役員の人選と合わせて内定しておく必要があります。
8. 地区のいかなる役員・委員にも給与を支給してはなりません。

(2) 336 - ___地区キャビネット事務局規定の例

第1条 名 称

この事務局の名称を、336-___地区キャビネット事務局（以下事務局という）とする。

第2条 目 的

336-___地区のキャビネットの業務を処理し、キャビネットの円滑な運営を図る。

第3条 業 務

1. 国際協会、OSEAL調整事務局、一般社団法人日本ライオンズ、複合地区ガバナー協議会事務局、他の準地区キャビネット事務局等との連絡報告に関する事項
2. 地区内クラブの運営に関する事項

3. キャビネット会議に関する事項
4. 地区で主催する各種セミナー、各種会議に関する事項
5. 各種委員会活動に関する事項
6. 各種経費事務に関する事項
7. 地区ニュースレターの発行に関する事項
8. 地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
9. 各種資料の継続的整理、保存、引継ぎ
10. 国際大会、東洋東南アジアフォーラムに関する事項
11. 地区役員・委員に関する事項
12. その他キャビネット会議またはキャビネット幹事が指示した事項

第4条 管 理

事務局の管理運営は地区ガバナーの指示によりキャビネット幹事が行う。

第5条 人 事

事務局員の任免はガバナーの了承の下にキャビネット幹事が行う。

(1) 雇用

次期キャビネット事務局員の雇用は、地区ガバナー・エレクトが行う。

(2) 雇用の期間

事務局員の雇用期間は地区ガバナーが決定する。

尚、再雇用については地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト協議の上これを定める。

第6条 経 費

事務局運営のために必要な経費は、地区会費により賄われる。

第7条 改 正

本規定の改正は、キャビネット会議の決定による。

第8条 施 行

本規定は 年 月 日制定し、施行する。

(3) キャビネット事務局長の任務に関する規定（一例）

1. 地区ガバナーはキャビネット事務局長をキャビネット事務局の事務処理責任者として任命することができる。
2. キャビネット事務局長の選任期間は、地区ガバナーの任期終了までとする。
なお、再任については地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト協議の上これを定める。
3. キャビネット事務局長は地区ガバナーの監督の下に、事務局職員を指揮して、キャビネット事務局の日常業務を行う。
4. キャビネット事務局長の勤務に関しては、キャビネット幹事が掌握し、必要な許可を与える。
5. キャビネット事務局長に対しては、ライオンズクラブ会員である場合、報酬を地区より支弁することはできない。（国際会則第5条第8項）
6. 上記はキャビネット会議の議決をもって、制定、改廃することができる。

年 月 日制定

以 上

(4) OSEAL調整事務局

氏名	TEL/FAX	E-mail	担当業務
OSEAL 事務局	050-1791-5820	oseal@lionsclubs.org	事務局代表番号

(5) 地区ガバナー・キャビネット構成員とその任務

1. 地区ガバナー・キャビネットは地区内のライオンズム発展に関係する地区運営の方針を決定し、その実行に当たって、地区ガバナーを補佐する機関です。キャビネット会議では、複合地区会則第16条3に定められた者のみに投票権が与えられます。
2. キャビネット構成員は複合地区会則第17条に定められている次のメンバーです。
 - (a) 地区ガバナー
 - (b) 前地区ガバナー
 - (c) 第一副地区ガバナー
 - (d) 第二副地区ガバナー
 - (e) 地区名誉顧問会議長
 - (f) キャビネット幹事
 - (g) キャビネット会計
 - (h) LCIF /GMT/GLT/GST/WYPT (FWT) /GETコーディネーター
 - (i) リジョン・チェアパーソン (任命は任意、(国際付則第8条7項))
 - (j) ゾーン・チェアパーソン
 - (k) 複合地区会則第17条1(b)に記された地区委員長のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者 (委員長は地区の状況を勘案し、兼務することは差し支えない)
 - (l) その他複合地区会則第17条1(c)によって、地区ガバナーの任命する地区委員長およびキャビネット副幹事・副会計 (336 複合地区)

(6) キャビネット構成員の任務 (標準版地区付則 第3条 地区役員/キャビネットの任務)

① 地区ガバナー (国際付則第10条第2項(a)、複合地区会則第15条1参照)

国際理事会の全般的監督のもとに本地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一および第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事および会計、その他本地区会則および付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、協会の目的を推進する。
- (b) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を実施する地区の役員チームのメンバーを監督する。
 - (1) 新ライオンズクラブを結成する。

- (2) 効果的なクラブ運営を徹底する。
- (3) 会員純増を達成する。
- (4) クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。
- (5) 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。
- (6) ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。
- (c) 地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして、地区内クラブの会員増強、新クラブ結成、指導力育成、人道奉仕を監督し、推進する。
- (d) 地区の運営管理を監督する。
 - (1) 会員のニーズを満たすため、地区の各行事を効果的に管理する。
 - (2) 本地区会則に従って、キャビネット役員及び地区の委員を指導監督する。
 - (3) 任期終了の際には、地区の一般及び／又は財務関連の記録一式並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
 - (4) 地区大会あるいは複合地区大会における地区年次会議で、現会計年度の詳しい収支報告書を提出する。
 - (5) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべてライオンズクラブ国際協会に報告する。
- (e) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。
 - (1) 地区内のライオンズクラブの運営が円滑に行われるよう、各クラブが最低年に1度地区ガバナー、地区キャビネットの一員、または地区ガバナーが指名するライオンによる直接の（または必要ならオンラインでの）訪問を受けることを確実にする。
 - (2) ゾーン・チェアパーソンとリジョン・チェア・パーソン（いる場合）の支援を得て、地区内の各クラブの状態を見守り、各クラブがグッドスタンディングを保っていること、会員のニーズを満たしていること、協会の目的を支援していることを確かめる。
 - (3) 適切な手段を用いて、ライオンズクラブ間の協調を図り、対立を解消する。
- (f) 地区大会、キャビネット会議及びその他会議に出席した場合には、その議長を務める。
- (g) 国際理事会により要請されるその他の任務を遂行する。

② 第一副地区ガバナー（国際付則第10条第2項（b）、複合地区会則第15条2参照）

第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役および代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
- (c) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。
- (d) 翌年度以降、地区目標に向けた行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。
 - (1) 地区計画を遂行するために必要な行動を理解する。
 - (2) 各役職に就く上での、役割と責任、情報資料、そして資格のあるライオンズを知る。

- (3) チームメンバーが各自の役目を果たすために十分な研修を確実に受けるようにする。
- (4) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する。
- (e) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (f) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。
- (g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、会議において議長を務める。
- (h) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。
- (i) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
- (j) 地区予算作成に協力する。
- (k) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。
- (l) 地区ガバナー及び地区大会委員会と連携し、年次地区大会を支援し計画すると共に、地区内の他の行事の企画及び推進において地区ガバナーに協力する。

③ 第二副地区ガバナー（国際付則第 10 条第 2 項 (c)、複合地区会則第 15 条 3 参照）

第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
- (c) リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役（地区ガバナーの指示のもとに）を務め、クラブの健康を支えるためゾーン運営を成功させられるよう努力する。
- (d) 地区内クラブの強みと弱みを把握し、クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。
- (e) 地区ガバナーの職に備える。
 - (1) 地区ガバナーの職責について熟知する。
 - (2) リーダーとしての技量を測り、磨く。
 - (3) 地区の構造と、会則及び付則、利用できる情報資料を理解する。
 - (4) クラブの健康のバロメーターに注意し、クラブの強みと弱みを測る。
 - (5) ライオンズクラブ国際財団（LCIF）が提供するプログラムを理解する。
 - (6) 効果的なクラブ訪問を行う準備をする。
- (f) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブ訪問する。
- (g) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (h) 年次地区大会の計画および開催において地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力する。
- (i) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
- (j) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
- (k) 地区予算作成に協力する。

④ キャビネット幹事および会計（国際付則第 10 条第 2 項 (f)、複合地区会則第 20 条 1）

地区ガバナーの指導監督のもとに、任務を果たす。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 国際協会の目的を推進する。

- (b) 役職に伴って課せられる任務を遂行する。これには下記が含まれるが、これに限られるものではない。
- (1) キャビネット全会議の正確な議事記録をとり、会議終了後 15 日以内に、その写しを各キャビネット構成員および国際協会本部に送る。
 - (2) 準地区大会議事録を作成し、その写しをライオンズクラブ国際協会、地区ガバナー、準地区内各クラブの幹事に送る。
 - (3) 地区ガバナーまたはキャビネットの要求に従って、キャビネットに報告をする。
 - (4) 準地区内の会員およびクラブに課せられるすべての会費を徴収し、地区ガバナーが定める銀行にこれを預金し、更に地区ガバナーの指示に基づいて支払いをする。
 - (5) 準地区内で徴収した複合地区会費があれば、これを複合地区協議会幹事・会計に送金し、領収書を確保する。
 - (6) 正確な会計帳簿その他の記録、ならびにキャビネット会議および準地区会合の議事録を作成および保管し、適切な目的のため、妥当な日時に、地区ガバナー、キャビネット構成員、クラブ会員（またはその正当な代理人）の検査を許す。地区ガバナーまたはキャビネットの指示に従って、必要な帳簿および記録を、地区ガバナーが任命した監査委員に提出する。
 - (7) 地区ガバナーの要求があれば、忠実な職務遂行を保証するために、指定額の保証金を積む。
 - (8) 任期終了の際には、地区の一般および/または財務関連の記録一式ならびに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (c) 国際理事会の指示により要求されるその他の任務を遂行する。
- (d) キャビネット幹事とキャビネット会計の職が別々に設けられている場合には、その役職の本質に従って、(b) に記載されている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。

⑤ リジョン・チェアパーソン（この役職が地区ガバナー任期中に活用される場合）

（国際付則第 10 条第 2 項（d）、複合地区会則第 20 条 7 参照）

リジョン・チェアパーソンは、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) リジョンにおける会員増加につながるよう、国際協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。
- (c) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーより割り当てられる地区委員長の活動を監督する。
- (d) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。
 - (1) クラブの健康を支えるために利用できるツールについて熟知する。
 - (2) 必要に応じてゾーン・チェアパーソンと調整しながら、有意義で効果的なクラブ訪問を行う。
 - (3) クラブと定期的に連絡を取り、効果的な運営を確かなものとする。
 - (4) 新クラブを支援する。
 - (5) クラブの健康を支えるための LCI の情報資料、グローバル・アクション・チームの

各コーディネーター、及びLCIF コーディネーターを活用する。

- (e) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務や指示を遂行する。
- (f) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。
 - (1) 地区の構造と各役職の重要性を学ぶ。
 - (2) 個人的なリーダーとしての技量を測り、個人的成長を促す。
- (g) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務やその他の指示を遂行する。
更に、リジョン・チェアパーソンは、リジョン・チェアパーソンのマニュアルおよびその他を通して国際理事会が要求する他の任務を遂行する。

⑥ ゾーン・チェアパーソン（国際付則第 10 条第 2 項 (e)、複合地区会則第 20 条 8 参照）

地区ガバナーおよび（または）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) ゾーンにおける会員増加につながるよう、国際協会の目的を推進する。
- (b) 現行の地区計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。
- (c) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会（ゾーン会議）の委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
- (d) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。
 - (1) クラブの健康を支えるために利用できるツールについて熟知する。
 - (2) 任期中 1 回またはそれ以上、ゾーン内の各クラブを訪問し、そこで分かったこと、特に発見した弱みについて、地区ガバナーとリジョン・チェアパーソン（該当する場合）に報告を行う的確なクラブ訪問を行う。
 - (3) クラブと定期的に連絡を取り、効果的な運営を確かなものとする。
 - (4) 新クラブを支援する。
 - (5) クラブの健康を支えるための LCI の情報資料、グローバル・アクション・チームの各コーディネーター、及びLCIF コーディネーターを活用する。
 - (6) ゾーン内のすべてのクラブがそれぞれ正式に採用したクラブ会則及び付則に従って運営されるよう努力する。
 - (7) 地区、複合地区、国際協会との間に生じた問題に関してゾーン内の各クラブを代表する。
- (e) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。
 - (1) 地区の構造と各役職の重要性を学ぶ。
 - (2) 個人的なリーダーとしての技量を測り、個人的成長を促す。
- (f) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務やその他の指示を遂行する。

⑦ 地区ガバナー・キャビネット（国際付則第 8 条第 7 項、複合地区会則第 16 条）

地区ガバナー・キャビネットは、次の任務を果たす。

- (a) 地区ガバナーがその任務を遂行し、準地区内のライオニズム高揚のために運営計画および方針を策定するに当たって、ガバナーを補佐する。

- (b) クラブおよびゾーンに関する報告と勧告を、リジョン・チェアパーソンまたは任務を割り当てられた他のキャビネット構成員から受け取る。
- (c) キャビネット会計による会費徴収を監督し、その資金の貯蓄機関を指定し、地区運營業務に関係する妥当なすべての経費支払いを承認する。
- (d) キャビネット幹事および会計の保証金額を定め、その保証金を出す会社を確保して承認する。
- (e) 年に2回または頻繁に、キャビネット幹事およびキャビネット会計（または幹事兼会計）から準地区の財務報告書を受け取る。
- (f) キャビネット幹事、キャビネット会計、またはキャビネット幹事兼会計の記録および帳簿の監査手配をし、地区ガバナーの承認を受けて、会計年度中に開かれるキャビネット会議の具体的な日時および場所を定める。

※各コーディネーターについては第19章参照

第2章 キャビネット会議

(国際付則第8条第8項／標準版地区付則第5条第1項～第3項)

定例キャビネット会議は、少なくとも年に4回開く。開催の時期は普通、次の通りである。ガバナー・エレクトは、第1回キャビネット会議を開く前に提案事項を地区名誉顧問会に諮問し理解を得ることが望ましい。

- 第1回定例会議は、国際大会閉会后30日以内に開く。
- 第2回定例会議は、10～11月中に開く。
- 第3回定例会議は、1～2月中に開く。
- 第4回定例会議は、複合地区または地区の年次大会の少なくとも30日前に開く。

(1) 第1回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、および欠席者からの通信朗読
3. 地区の行政機関としての地区キャビネットの機能について、地区ガバナーの簡単な説明
4. 各コーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事および会計の任務説明
5. リジョンおよびゾーンに関する簡単な説明
6. 地区資金が預金されている銀行承認
7. 1年間の予算承認。地区ガバナーとキャビネット幹事および会計が、キャビネット会議の前に、この予算を作成しておく。
8. 地区の年間目標承認
 - a. 全ゾーンで、予定通りに諮問委員会々議を開く。(第1回目は8～9月に、2回目は10～11月に、3回目は3月か4月に開く)
 - b. 全てのクラブが健全な財政状態にある。(会費を期日までに支払い、予算に沿って運営されている)
 - c. 会員増強と育成。(各クラブおよび地区目標となる会員数を定める)
 - d. 毎月、全クラブが月例会員報告書を期日までに提出する。
 - e. 全クラブが地区大会および国際大会に代表者を派遣する。
 - f. クラブ例会での平均出席率を最低85%に保つ。また開催方法の検討。
 - g. 全クラブが、意義のある種々奉仕活動を行う。

- h. 全クラブが、少なくとも月に1回、理事会定例会議を開く。
- i. 新クラブ結成。(出来れば目標を樹立)
- 9. 全ゾーンで諮問委員会会議が定期的に行われることの重要性および必要性に関する討議。リジョン・チェアパーソンがリジョン内のゾーン・チェアパーソンと協力し、密接に連絡を取り合ってこの会議が必ず開催されるよう確認することの重要性を強調する。
- 10. 地区コンテストの実施、その規定に関する審議と決定
- 11. 他のクラブその他からの通信朗読。キャビネットの決断が必要な場合には、適当な決断を下す。
- 12. 会費滞納、出席率低下、活動低下、報告書未提出など、問題のあるクラブ考察。必要に応じて、リジョン・チェアパーソンまたはゾーン・チェアパーソンに事態を調査させ、その結果報告と対策の勧告を地区ガバナーに提出させる。
- 13. 年度中のキャビネット定例会議全部の開催日時および場所の決定
- 14. キャビネット構成員が出すその他の事項に関する自由討議
- 15. 閉会

(2) 第2回キャビネット会議の議事次第例

- 1. 地区ガバナーの開会宣言
- 2. 出欠確認、および欠席者からの通信朗読
- 3. 前回会議の議事録朗読および承認
- 4. 前年度のキャビネット会計による地区財務報告
- 5. 前回会議からの継続事項審議
- 6. 各種通信物の朗読と必要に応じた決断
- 7. 進展状況の報告
 - a. 第1回諮問委員会会議の結果、並びに2回目会議の日程（普通、11月に開催）
 - b. クラブに関する事項
 - 1) 地区会費および国際会費滞納クラブとその対策
 - 2) クラブの目標樹立およびその達成法など会員増強の件
 - 3) 期日までに提出させる方法など、月例会員報告書提出に関する事項
 - 4) 特に大会経費など、クラブ運営資金の適切な使用
 - 5) 出席率85%以下のクラブ調査など、各クラブの例会出席率や開催方法。
 - 6) クラブ活動とクラブ委員会の活用、その改善案など
 - 7) 新クラブ結成およびその可能性のある地域、スポンサー・クラブ、ならびにガイディング・ライオンの責任などの審議
 - 8) 再建ライオン・プログラムの対象となるクラブのためにガイディング・ライオンの派遣

8. 問題のあるクラブの事情調査に関し、前回会議で任務を託されたキャビネット構成員の報告考察と、必要に応じての追加措置検討
9. 地区大会に関する地区ガバナーのプラン報告
10. その他事項の自由討議
11. 次回の会議の日時と場所確認
12. 閉会

(3) 第3回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、および欠席者からの通信朗読
3. 前回会議の議事録朗読および承認
4. キャビネット幹事または会計による財務報告
5. 前回会議からの継続事項審議
6. 各種通信物の朗読と必要に応じた決断
7. 進展状況の報告
 - a. 第2回諮問委員会会議の結果、ならびに3回目会議の日程（普通、3月に開催）
 - b. クラブに関する事項
 - 1) 会費滞納クラブ
 - 2) 会員増強
 - 3) 月例会員報告書提出
 - 4) クラブの例会出席率
 - 5) クラブ活動とクラブ委員会の活用
 - 6) 新クラブと結成見込みのあるクラブ
 - 7) ガイディング・ライオン報告
 - 8) ステータスクオ・クラブの考察
8. 地区年次大会提出議案について
9. 問題のあるクラブの事情調査に関し、前回会議で任務を託されたキャビネット構成員の報告考察と、必要に応じての追加措置検討
10. 地区大会に関する地区ガバナーの追加報告、ならびに代表者を送ることを全クラブに要請
11. その他事項の自由討議

(4) 第4回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、および欠席者からの通信朗読
3. 前回会議の議事録朗読および承認
4. 前回会議からの継続事項審議
5. 各種通信物の朗読と必要に応じた決断
6. 進展状況の報告
 - a. 第3回諮問委員会々議の結果
 - b. クラブに関する事項
 - 1) 会費滞納クラブ
 - 2) 会員増強
 - 3) 月例会員報告書提出
 - 4) クラブの例会出席率
 - 5) クラブ活動とクラブ委員会の活用
 - 6) 新クラブと結成見込みのあるクラブ
 - 7) ガイディング・ライオン報告
 - 8) ステータスクオ・クラブの考察
7. 地区年次大会提出議案について
8. 地区年次大会表彰選考について
9. 複合地区大会年次大会提出議案について
10. 複合地区大会、国際大会へ代表者を送ることを全クラブに要請
11. 次期キャビネット申し送り事項
12. その他事項の自由討議

第3章 地区委員長・地区委員

1. 地区委員長について

地区委員長は、地区ガバナーがキャビネットを組織する際、複合地区会則第 17 条に基づき任命する。主として同条 1 (b) にある委員長の中から必要と認めた委員長を選びます。その他の委員長についても同条 1 (c) により、キャビネット運営上必要であれば、その任務にふさわしい名称の委員長を設けることができます。

いずれも地区ガバナーによって任命され、正式なキャビネット構成員であり、地区役員となります。

キャビネット構成員の任務は複合地区会則第 20 条「キャビネット構成員の任務」に列記されていますが、それ以外の委員長については、地区ガバナーが明確な任務を与えて任命することになります。

(1) 地区委員長の性格付け

地区委員長はキャビネット構成員として、地区ガバナーおよびリジョン・チェアパーソン（この役職がガバナー任期中に活用される場合）の監督のもとに、担当分野政策立案、推進に当たるとともに、キャビネットにおける専門分野のスタッフとして、ガバナーを補佐します。

地区委員長の性格付けに伴って、次の点が明確になってきます。

- (ア) 奉仕事業の実施主体は、単一クラブであり、キャビネットは指導、推進の立場にあります。
- (イ) 単一クラブとキャビネットを結ぶラインは、リジョンの運営責任者であるリジョン・チェアパーソンとゾーンの運営責任者であるゾーン・チェアパーソンです。
- (ウ) 各種委員会の施策推進に当たっては、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンと地区委員長（含地区委員）の連携によって行われます。
- (エ) 単一クラブへの指導は、原則としてゾーン・チェアパーソンを通じて行われます。

(2) 地区委員長の数について

(ア) 地区委員長の人数は、地区の規模、財政状態を考慮し、合理的な兼務のかたちをとり、極力減らす方向が好ましい。関連するものの組み合わせなど、兼務により相乗効果があがるよう留意する必要があります。

(イ) 兼務のかたちをとる場合、適当な略名称を用いても差し支えありません（例：地区視聴力福祉委員長）。但し国際協会へは正式名称で報告する必要があります。（例：地区視覚障害者福祉委員長兼聴覚・言語障害者福祉委員長）

(ウ) 複合地区会則第 17 条 1 (b) に列記されている以外の委員長の例としては、336 複合地区内の状況を「複合地区について 第3章」に記載しておりますのでご参照下さい。

なお、保健福祉委員長（当複合独自の名称）の任務は、所轄ライオンズ 4 献運動といわれる献眼・献血・献腎および骨髄移植ドナー登録促進を主奉仕目標とする。

(3) 任期 3 年の地区委員長（地区コーディネーター）

2023 年 3 月 19 日の国際理事会方針によると地区 LCIF コーディネーターは、複合地区 LCIF コーディネーターが地区ガバナーと協議の下で推薦し、LCIF 理事長が任命した場合は LCIF の代理人として、その任期は 3 年であります。

また複合地区および準地区の GMT・GLT コーディネーター、WYPT (FWT) コーディネーター、

GET コーディネーターの任期を 3 年とするよう要請されていますが、地区コーディネーターの任期は 1 年と地区会則および付則で決めておけば問題ありません。

準地区におきましては、任務の継続的効果を発揮させるためのものですから、その任務に適した人選を行い、引き継ぎを適正に行うことでコーディネーターの負担が長期にならないように配慮する必要があります。

2. 地区委員について

地区委員は複合地区会則第 18 条により、必要に応じ地区ガバナーによって任命されます。

キャビネット構成員に該当しないので、地区役員ではありませんが、地区委員会活動を活発にする重要な役割を担います。

1. 地区委員は各種地区委員会を構成する委員です。従って地区委員長に直属し、その指示を受けます。
2. 地区委員は担当リジョンを定めて、そのリジョンから任命されるケースが多いようですが、その委員会の各リジョンを担当する役目だけではありません。地区委員会活動を活発にするために委員長を補佐します。
3. 地区委員長は、自ら政策を立案しキャビネット会議に提案します。決定した事項のクラブへの対応はリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンのルートを通じるのが本来のあり方です。お互いによく連携し行動することが大切です。

■ 奉仕事業の実施主体はクラブ

奉仕活動の実施主体はクラブであり、アクティビティの実施はクラブの重要な任務です。地区はクラブを指導し、助言します。

ただし、いくつかのクラブが合同で、あるいは他の奉仕団体や地方自治体と連携してアクティビティを行ったり、地区単位でアクティビティを行う場合があります。近年アラート委員会が各地区に発足していますが、東日本大震災や豪雨による水害など大きな災害が発生した場合には、災害規模によって該当する地区・複合地区が全国に救援を求める場合もあり、大規模かつ有意義な支援を行うことができます。

第4章 地区役員・委員の任命について

いかに立派な地区ガバナーを選出しても、地区運営を推進する地区役員・委員が優れた資質や行動力、ライオンズの知識を備えていなければ、地区ガバナーの職責を全うすることはできません。どんな地区役員・委員を任命するかが、地区ガバナーの1年を成功させるかどうかのカギとなるでしょう。

1. 地区役員・委員の人選について

(1) 人選は第一副地区ガバナーの任期中に

次期キャビネット構成員の人選は、第一副地区ガバナーの任期中に自ら行います。これは第一副地区ガバナーの重要な任務の一つです。

その際、次の点に留意します。

- ・ 地区ガバナー・キャビネットは、地区ガバナーを補佐する機関であるから、地区ガバナーの目的達成に尽くしてくれる者を構成員に任命すること。
- ・ キャビネット構成員の選択には、資質を十分検討し、会務に意欲のある熱心な会員に絞ること。
- ・ 地区発展のため新しい指導者を選んでもよいし、指導力を十分に発揮している現委員長を再任命し、もう1年続けてもらうこともできる。

複合地区会則第17条2「前地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー以外のキャビネット構成員は地区ガバナーによって任命される」と定められているが、実際には、リジョン・チェアパーソン等に次の地区役員を推薦を依頼することが当然視され、地区ガバナーの役員任命権が空文化しています。

ところが、副地区ガバナー制の導入により「自ら選び、自ら任命する」という本来のあり方が強く求められることになったわけです。

(2) 過渡的には一部推薦制併用も

次期の地区役員・委員の選考は、前述の通り、第一副地区ガバナーの任務ですが、過渡的措置として一部推薦制を併用し、よりよい人物の発掘を手伝ってもらってもやむを得ないでしょう。

ただし、キャビネット幹事、キャビネット会計、地区委員長、キャビネット副幹事・副会計については、推薦を求める役職から除外するべきでしょう。

(3) 推薦を求める場合の注意事項

- ・ リジョン・チェアパーソンに次期の役職名を示して、候補者を推薦してもらう場合、リジョン・チェアパーソンは、あくまで人物本位に、適任者を選んで推薦すること。
- ・ 現在ローテーションを重視して選考していますが、これにとらわれない方法も一考です。ローテーションは、わざわざ狭い範囲を限定して、“窮屈な人選”を強いることになり、優れた人材の起用を困難にする危険性があるので、ローテーションにとらわれないこと。
- ・ リジョン・チェアパーソンはリジョン内の、ゾーン・チェアパーソンはゾーン内の、それぞれの全

クラブを対象に、第一副地区ガバナーの意に添って人選を厳正に行うこと。

- ・ 推薦を含め、第一副地区ガバナーから指名された次期地区役員・委員について、所属クラブに進んで協力してもらえる様、必要に応じて依頼書を発行する。

(4) 地区監査委員の委嘱

複合地区会則第 25 条 4 に「地区ガバナーは会員中から委嘱した 2 名以上の監査委員によって……」とあるように地区監査委員は、地区ガバナーが委嘱します。地区の会計内容を監査する役目でキャビネット構成員ではありません。

委嘱にあたっての留意点

- ・ 地区内会員の中から公認会計士・税理士など会計に明るい者を選ぶことが望ましい。
- ・ 任期は 2 年と 1 年の 2 名とし、毎年度新監査委員 1 名を選ぶ方法が好ましい。
- ・ 前期のキャビネット会計を地区監査委員に当てることは、自分が行った会計処理を監査することになるから、避けるべきである。
- ・ 地区ガバナーの所属するリジョン内からの委嘱は、監査の中立を期するため避けるべきである。

2. 地区役員・委員就任時の資格について

(1) 336 複合地区の統一見解

(a) キャビネット幹事・キャビネット会計の資格

地区ガバナーの両腕ともいわれ、キャビネット組織の中核となる重要な役職で、リジョン・チェアパーソンの上位者であり、それにふさわしい資格を必要とします。

その資格は

- ① クラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、クラブ理事会メンバーを更に 2 年以上務め
- ② 地区役員を務めた者が望ましい。

(b) リジョン・チェアパーソンの資格

地区ガバナーよりクラブ会長に至るライン職の最上位者で、リジョン運営の責任者として、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長を監督する立場にあります。

その資格は

- ① クラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、クラブ理事会メンバーを更に 2 年以上務め
- ② ゾーン・チェアパーソン、またはその他の地区役員を務めた者が望ましい。

(c) ゾーン・チェアパーソンの資格

リジョン・チェアパーソンの指揮の下にゾーン運営の責任者として、クラブ会長を指導する立場にあります。

その資格は

クラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、クラブ理事会メンバーを更に 2 年以上務めた者。

(d) 地区委員長の資格

地区ガバナーを補佐する専門分野のスタッフとして、それにふさわしい力量のある人。

①クラブ会長の任期を満了するか、過半期務めた者が望ましい。

②地区役員または地区委員を務めた者が望ましい。

(e) 地区委員の資格

所属する委員会に関する知識を持つ者で、分担するリジョン内の情勢に詳しく、クラブ役員経験者が望ましい。

(2) RC、ZC の資格に関する国際理事会方針

1991年4月の国際理事会は、「リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンは、効果的な準地区運営に参加する重要な性質のものであるので、それだけの能力を備えた人物を確保したい」という理由で、標準版地区付則第2条第7項（2021.6.29 改定）に下記の通り明記されています。「就任時においてクラブ会長を全期もしくは、その大部分を務め終えており、更にクラブ理事2年以上務めたことがあるもの」という資格を新しく加えました。（1992年7月1日から有効）

336 複合地区はガバナー協議会（1992年3月27日）において、「当然必要な資格である」として、これを運営マニュアルに記載し、複合地区の統一見解として遵守することを決定しました。

複合地区会則委員長連絡会議は、複合地区会則の改正は行わないが、標準版に関する国際理事会方針を確認することを申し合わせました。（1994年11月24日）

リジョン／ゾーン・チェアパーソンの資格（標準版地区会則および付則 付則 第2条 第7項）

リジョン・チェアパーソンおよびゾーン・チェアパーソンは、下記条件を満たさなければならない。

- (a) それぞれのリジョンまたはゾーンのグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) リジョン・チェアパーソンまたはゾーン・チェアパーソンに就任するまでに、ライオンズクラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、ライオンズクラブ理事会メンバーを更に2年以上務めた。
- (c) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めた経験がない。
- (d) ゾーンおよびリジョン・チェアパーソンとしてその役職を務められるのは、通算で3年までである。

3. RC、ZC の補佐について

リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンに幹事あるいはアシスタントをつける風習がいまだに見受けられますが、このことは正式に認められていません。ライオンズ必携前文の「ライオンズクラブの運営について」の項では、この問題について次のように解説しています。

「ところによっては、リジョン幹事やゾーン幹事を設置している例があるようだが、リジョン・チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンは、自らそれぞれのリジョン・ゾーンの運営に当たることが原則であり、リジョン幹事やゾーン幹事は設置することは極力避けるべきである。」もちろんキャビネット構成員として認められる役職ではありません。

上記の公式見解を尊重し、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンは自らが地区ガバナーの補佐役であるという自覚を持ち、地区ガバナーとクラブを結ぶラインの地区役員としてリジョン、ゾーンの運営に当たるべきです。そのことが合理化、活性化への道でもあります。

リジョン会議、ゾーン会議（地区ガバナー諮問委員会を含む）などの開催にあたり、資料の作成、会議場の設営、その他の諸準備に応援を必要とする場合、その旨を所属クラブに申し出て、クラブがホスト役を務めて手伝うようにすればよいでしょう。

但し、336 複合地区では必要に応じて、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）を置いているところもあります。あくまでもキャビネットの構成員でないことから、リジョン・ゾーンでの補佐役としてチェアパーソンのアシスタントに位置づけられるべきでしょう。

4. 次期地区役員・委員等選考要領について

第一副地区ガバナーが次期地区役員・委員の人選を行う際の要領と関連書式の一例を掲載します。

次期地区役員・委員等選考要領(例)

次期地区役員・委員等は、第一副地区ガバナーが自ら人選し、地区ガバナー就任時に任命する事が原則である。但し、第一副地区ガバナーが人選困難な役職については、現キャビネットの組織を通じ、推薦方を依頼する事が出来る。その手順は次の通りとする。

1. 第一副地区ガバナーは第3回キャビネット会議で、地区ガバナー立候補者届出書が正式に受理されるのを待って、地区ガバナーと連名で、次の文書をリジョン・チェアパーソン宛に発送する。
 - ① 次期地区役員・委員等の指名
 - ② 次期地区役員・委員等の推薦依頼なお、就任時の資格については、別添のMD336 運営マニュアル記載事項を遵守する。
2. リジョン・チェアパーソンは、リジョン内の地区名誉顧問、地区役員・委員等の出席を求めて、リジョン会議を開き、
 - ① 次期地区役員・委員等を指名する文書は、ゾーン・チェアパーソンを通じ、関係クラブに送り、協力を要請する。
 - ② 次期地区役員・委員等の推薦依頼は、内容を確認し、
 - ア) 次期ゾーン・チェアパーソン候補の推薦については、別途ゾーン・チェアパーソンにゾーン内の最適任者を推薦するよう依頼する。
 - イ) その他の役職については、リジョン内の最適任者を推薦するため協議し、リジョン・チェアパーソンが取りまとめる。
3. 次期ゾーン・チェアパーソンの推薦について、ゾーン・チェアパーソンがゾーン内の地区名誉顧問、地区役員・委員、クラブ会長等を集め、意見を求めても良いが、最適任者を選ぶためクラブローテーションにはこだわらない様にする。
4. リジョン・チェアパーソンは3月4日までに、推薦書を取りまとめ、指名に対する確認とともに、第一副地区ガバナーに送付する。
5. 第一副地区ガバナーは上記文書を受け、検討の上、次期地区役員・委員等予定者を内定する。

以上

〔注 意〕 この要領はキャビネット会議の議決を得ること。

20 年 月 日

リジョン・チェアパーソン
_____ 殿

ライオンズクラブ国際協会 336-_____ 地区

地区ガバナー _____

第一副地区ガバナー _____

次期地区役員・委員等の指名確認と推薦についてのお願い

拝 啓 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今般開催された第3回キャビネット会議において、第一副地区ガバナー _____

(__R__Z_____ライオンズクラブ) が次期地区ガバナー候補者として確認されました。

また、次期地区役員・委員等選考要領が決まり、この要領に基づき、次期地区役員・委員等の第一副地区ガバナーによる指名の確認と、その他の役職についての貴リジョンよりの推薦を頂くこととなりました。

よろしくお願ひします。

敬 具

記

- | | | |
|-------------------|--------------|----------|
| 1. 貴リジョン内で指名した役職名 | 地区名誉顧問 | 名 |
| | R C | 1名 |
| | Z C | 名 |
| | 委員長 | 名 |
| | 委員 | 名 |
| 2. 貴リジョン推薦の役職名 | R C | 1名 |
| | Z C | 名 |
| | 委員長 | 名 |
| | 委員 | 名 |
| 3. 提出書類 | 指名確認書 (別紙1) | |
| | 推薦名簿 (別紙2) | |
| | 提出期限 | 20 年3月 日 |
| 4. 提出先 | 次期キャビネット事務局宛 | |

以 上

(別紙1)

ライオンズクラブ国際協会 336-__地区

地区ガバナー _____ 殿

第一副地区ガバナー _____ 殿

__R・RC

署 名 _____

20 ～20 年度地区役員・委員を下記の通り推薦いたします。

R 指名・推薦名簿

役 職 名	氏 名	所属クラブ名
地 区 名 誉 顧 問		
地 区 名 誉 顧 問		
地 区 名 誉 顧 問		
R・RC		
1 Z・ZC		
2 Z・ZC		
3 Z・ZC		
委員長		
委員長		
委員		

◎ あらかじめ氏名の記入してある役職は、第一副地区ガバナーによる指名です。

(別紙2)

___ R- ___ Z
Z C _____ 殿

_____ ライオンズクラブ
会長 (署名) _____

20 ~20 年度地区役員・委員等の指名・推薦について、クラブ理事会で確認のうえ、下記会員のクラブ経歴書を提出いたします。

記

予定役職名			氏 名		
自 宅 住 所	〒				
	TEL :			FAX :	
勤 務 先 名					
勤 務 先 住 所	〒				
	TEL :			FAX :	

年 度	経 歴	ライオンズ受賞歴
~		
~		
~		
~		
~		
~		
~		
~		
~		
~		

___ R・RC
_____ 殿

上記について、所属ライオンズクラブ会長より推薦があり、適任と認めますので推薦いたします。

___ R- ___ Z
ZC (署名) _____

- 注 1. 経歴は主要なライオン歴のみご記入ください。
 2. クラブ会長は3月 日迄に所属ZCへ2通を提出下さい。
 ZCは各クラブを取りまとめ、3月 日迄に所属RCまたは次期キャビネット事務局へお送り下さい。

第5章 リジョンとゾーンの構成

1. 複合地区会則による規定

リジョンとゾーンの構成は複合地区会則第13条2によって定められています。

地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョンおよびゾーンを変更することができます。地区は、2つ以上のゾーンから成るリジョンに分割することができる（地区ガバナーの任期中にリジョンを活用する場合）。各ゾーンは、4～8のクラブで構成されるべきであり、それらのクラブや新たに結成されたクラブの地理的位置を十分考慮の上、拡大することができる。

(1) クラブ数との関係

リジョン・ゾーンの構成はクラブ数で規定されています。その数に達しないリジョン・ゾーンは、新クラブの結成等により、極力規定のクラブ数に達するように努めなければなりません。またクラブ数が規定を上回っているものは、分割、再編成等により適正規模化する必要があります。

(2) 分割・再編成について

会則の許容範囲内にあるリジョン・ゾーンであっても、指導管理上の必要を認めれば、分割、再編成の対象として検討すべきでしょう。なお、リジョン・ゾーンの分割・再編成は、地区ガバナーの専決事項ですが、クラブ間の諸問題、歴史的慣行なども把握したうえで、関係のリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンの意見も十分聴取し、慎重にして、果敢に処理することが肝要です。

(3) リジョン・チェアパーソンの設置状況

国内では、リジョン・チェアパーソンを設置しない地区が増加しており、2022-2023年度は、全国で廃止24準地区、実施11準地区という状況です。

当複合地区内においては、廃止は336-B地区、実施は336-A,C,D地区です。（過去には、336-D地区が2010-2011年度に、336-A地区が2013-2014年度にリジョン・チェアパーソンをおきませんでした。）

2. 336 複合地区内準地区の R・Z 構成一覧（参考資料）

（2024 年 12 月末日現在）

	R	Z 数	クラブ数					R 内合計	会員数
			1Z	2Z	3Z	4Z			
336 - A 地区	1	3	5	7	5			17	4,954
	2	4	4	4	5	4		17	
	3	3	4	4	4			12	
	4	4	6	5	4	6		21	
	5	2	7	6				13	
	6	3	5	5	4			14	
	7	3	5	5	4			14	
	8	2	6	7				13	
	9	2	6	6				12	
	地区内クラブ数							133	
336 - B 地区	1	3	3	5	5			13	2,344
	2	2	7	5				12	
	3	2	5	5				10	
	4	2	6	4				10	
	5	1	8					8	
	6	2	4	4				8	
	7	2	6	3				9	
	8	1	8					8	
	地区内クラブ数							78	
336 - C 地区	1	3	7	6	8			21	2,762
	2	2	5	5				10	
	3	3	9	9	5			23	
	4	3	8	8	5			21	
	地区内クラブ数							75	
336 - D 地区	1	2	5	6				11	2,631
	2	3	4	4	8			16	
	3	2	6	4				10	
	4	2	3	6				9	
	5	2	8	5				13	
	6	3	6	4	3			13	
	7	2	8	3				11	
	地区内クラブ数							83	
計	28 (R)	68 (Z)	369 (クラブ)					12,691	

第6章 地区における研修会

(1) 毎年度実施される研修会

地区において地区ガバナーが主催する研修会には、主に次のものがあります。

- ・ 次年度地区役員研修会
- ・ 次年度クラブ会長、幹事、会計研修会あるいは次期クラブ五役研修会など
- ・ クラブ運営、事業関係委員長研修会
- ・ 新会員オリエンテーション（各リジョンで開催される場合もあります）
- ・ リーダーシップ研修会

(2) 開催時期

- ・ 各研修会は適切な時期に実施することが肝要です。
- ・ 次年度地区役員、クラブ役員研修会は、地区年次大会閉会后、なるべく早期に開くことが望まれます。
- ・ クラブ委員長の各種研修会などは、新年度に入ったらできるだけ早く開催し、具体的プランが立てられるように配慮して下さい。
- ・ 新会員オリエンテーションは、11月または12月および3月または4月と、年2回程度開催するのが理想的です。

(3) 開催場所

通常、次年度キャビネット所在地で開催されるケースがよく見受けられますが、受講者の都合を考えれば、交通の便利さや時間的に余り違いのない場所を選んで開催されるべきではないでしょうか。

(4) 出席者

研修会の内容によって、それぞれ相応しいメンバーが受講するのが当然ですが、指導力育成や会則、情報等の研修会には、クラブ会長もできるだけ受講していただきたいものです。新会員オリエンテーションについては該当者全員が受講するのはもちろんですが、クラブ会員委員長（委員）の出席も当然配慮されるべきでしょう。

(5) 講師

必ずしも、年功や過去のポストにこだわらず、それぞれの研修会の目的に沿った適任者を選ぶことが大切です。ライオン・テマー、テール・ツイスターの研修会講師は、クラブで実績をあげた経験者に依頼するのも、受講者に対して説得力があって面白いのではないのでしょうか。

新会員オリエンテーションを開くため、ガバナーは数名の元地区ガバナーをオリエンテーション・チーム・メンバーとして任命することになっております。講師としての最大の責務は、受講者にライオンズクラブの活動に必要な技法と知識を与えることによって、その学習と行動への動機づけをはか

っていくことにあります。

この場合、一方的な講義の押し付けでは、所期の目的は達成されません。期待される成果は、研修を受けるメンバーがどの程度講師を受け入れるかによって決まってくるから、まず相互の良好な関係を作るためにも自分の講義の内容がその目的に十分沿っているか、判り易い表現を心掛けているか、また適格にかみくだいて具体的に話しているか等を、常々自問自答した上で、講義を始めることが肝心でしょう。

講師が受講者に気持ちよく受け入れてもらうためには

1. 教えることに情熱をもつ。
2. 誠実さとフェアプレーの精神をもつ。
3. 受講者とともに考える姿勢をもつ。
4. 自分を客観的に眺められる冷静さをもつ。

以上の四原則を忘れてはいけません。

また特出すべきは、MD 3 3 6内にも有資格者の優秀な講師がおられます。これらの人材を有意義に活用し地区内での講師育成を進めることが求められています。

(6) 研修の内容

いかなる研修会においても、ライオンズクラブの目的と道徳綱領に触れるべきです。次期クラブ役員研修会には、次期地区ガバナーを講師として、次年度ガバナーの基本方針を研修の内容に入れなければなりません。

地区役員研修会、クラブ役員研修会においては、キャビネット事務局作成のテキストと MD336 運営マニュアルを併用し、クラブ運営・事業各委員長研修会にはライオンズ必携、ライオン誌や MD336 運営マニュアルから作成した資料を配布してライオニズムの啓発につとめて下さい。

(7) 研修の方法

講義の内容を受講者によりよく理解してもらうためには、視覚に訴えた技法（ビジュアルテクニック）を駆使することが必要です。現代は情報過多の時代ですから、その情報を整理して相手に理解させるためには、ビジュアルに訴えるほうが瞬時にわからせることができるからです。

その方法として、文書による資料をあらかじめ準備したり、ホワイトボード、ビデオ、DVD、パワーポイントなど各種の機材やパソコン・プロジェクターを有効に利用することによって、研修の成果を高めることができます。また、近年では Web による研修会も開催され、自宅や会社で PC やスマホ・タブレットを使用して研修を受けることもできるようになりました。

(8) 研修時間

その内容によって一概に言えませんが、質疑応答や自由討議にも充分配慮した時間配分を心掛けるべきでしょう。

(9) 経費の節減

クラブまたは会員の負担の軽減を図り、研修会本来の目的達成のため、特に各種クラブ委員長研修

会、ライオン・テーマー、テール・ツイスター研修会など、終了後の懇親会はやめるべきでしょう。

(10) 各種研修会のプログラムについて

従来の研修会の多くはセミナー形式で実施され、講義と簡単な質疑応答を内容とするものでしたが、国際協会の指導力育成の基本方針の変更、国際会長の行動計画を視野に入れると、今後各種の新提案が示されると予想されます。それらの事情を考慮に入れ、下記のような内容をプログラムに採用するのが妥当と考えられます。

- ・ 研修の主題に対して自由討論にかける時間を充分にとり、参加者の多くから率直な意見を求めます。
- ・ 実施した研修会の成果に関しては、一般出席者の評価を求め、将来の研修会の参考とします。そのために簡単なアンケートを実施するのも一方法です。

(11) 新会員オリエンテーション・プログラム

国際協会は、新しく入会する会員に、ライオニズムの知識を深めさせ、「退会防止と活動的なクラブ会員」を目指す地区レベルのオリエンテーション（基礎的指導）実施を義務付けています。

これは国際的プログラムであり、国際協会の HP で「新会員オリエンテーション・ガイド」が示されています。検索すると PDF データが入手できます。

(12) クラブにおける新会員オリエンテーション

地区における新会員オリエンテーションは勿論重要であるが、クラブにおいては新会員が入会すれば、速やかにオリエンテーションを開催しなければなりません。このオリエンテーションは会員委員会またはライオンズ情報委員会が主管し、講師はクラブ内の適任者を担当委員長が指名します。

このオリエンテーションでは以下のことを主に新会員に伝えます。

1. ライオンズクラブの目的と会員の権利義務
2. 国際協会の概要
3. 所属クラブの歴史、組織、役員、会則、内規などクラブに関すること
4. 必要最小限のライオンズ用語
5. その他

■ 地区における新会員オリエンテーション実施要領

1. 新会員オリエンテーションの重要性

将来のライオンズクラブを担う人材を育成するためにも、新会員オリエンテーションを最重要研修会と位置づけ、年間2回程度開催し、新会員は3～6ヶ月以内を目標に全員が受講するよう厳格に実施しましょう。

2. オリエンテーション・チームの任命

地区ガバナーは、元地区ガバナーの中から適任者を選んで、年度初めに「新会員オリエンテーション・チームリーダー」1名と「新会員オリエンテーション・チーム・メンバー」若干名を任命します。

3. オリエンテーション・チームの任務

地区ガバナーの招集により、新会員オリエンテーション・チーム会議を開き、開催日、場所、教育内容、講師などの基本方針を早目に決定し、キャビネット会議に報告します。地区キャビネットは、地区内各クラブへの周知徹底を図る他、必要な協力体制をとります。

オリエンテーションは、通常年度内に2回開催しますが、必要により3回にする場合もあります。開催時期は、地区内の新会員の入会状況を見ながら、11月か12月初旬と3月か4月初旬が適当とされています。336複合地区内の準地区ではリジョン単位で、あるいは地区内2カ所で開催していますが、地区全体で開催することも考えられます。講師はオリエンテーション・チーム・メンバーとその他の適任者とします。

4. 研修資料の作成

国際協会HPから「オリエンテーション・ガイド」などの資料をダウンロードして活用することもできます。最新情報を取り入れながら、適切な資料を作成するよう心がけましょう。

5. 出席者名簿の作成

新会員オリエンテーションの出席者は、その年度の新会員と、前年度出席できなかった新会員などとし、地区キャビネットは該当者全員の出席を求めるよう各クラブに手配します。

また、地区主催の研修会ですから、地区ガバナーは出席して激励の挨拶を行い、地区役員、関係クラブ会員理事も同席します。

出席者名簿は地区キャビネットが作成します。

6. 研修会での留意事項

- ・ セレモニーに時間をとられないようにし、やわらかい雰囲気作りを心掛ける。
- ・ 適当な間隔で休憩時間を取り、受講者の集中力が散漫にならないようにする。
- ・ 受講者の意見発表や質疑応答の時間を設け、より効果的な研修会にすること。
- ・ 出席者に感想を求める簡単なアンケート用紙を配り記入してもらう。
- ・ 開催することに意義を求めるよりも、効果に意義を求めること。

7. アンケートの例

ライオンズクラブ研修会へのご出席ご苦労様です。

このアンケートは、今後の研修会の参考に致しますので、ご面倒とは思いますが、下記の事項について率直なご意見をお書き下さい。(無記名)

1. 本日の研修会の感想に○印を付けて下さい。
 - a. よかった
 - b. 普通
 - c. よくなかった
2. 本日の研修内容で役に立ったと思われることをお書き下さい。
3. この研修会でもっと知りたかった内容をお書きください。
4. この研修会の開催場所、時間についてお尋ねいたします。
5. その他、何でもご意見があればお知らせ下さい。

第7章 PR・情報・IT・マーケティング

1. PRと情報

(1) 定義と変遷

PR 情報と一口に言ったり、混同して使われたりされていますが、PR と情報は全く異質なもので、その意味を十分理解しておかなければなりません。

まず PR ですが、これは **Public Relations** の略で、直訳しますと「公衆関係」になりますが、これでは意味が分からないために、PR がそのまま用いられています。PR とは、ある団体が一般社会にその事業目的を理解させようとする、広報活動を言います。2022年6月の国際理事会において「PR」という言葉を「マーケティング」という言葉に置き換えることが決議されました。

これに対して情報は、**Information** つまり実態を知ること、知らされること、知らせることなどを総称していわれる言葉のようです。

ライオンズ必携第56版ではクラブ付則第4条(a)で、PR およびコミュニケーション委員会と情報テクノロジー委員会が別記してあります。また、ライオンズ必携第57版では、クラブ付則第5条1項にマーケティング・コミュニケーション委員会とIT(情報技術)委員会に名称変更がなされています。さらに、ライオンズ必携第60版ではクラブ付則第5条第1項では、マーケティング委員会と情報技術テクノロジー委員会の名称変更が再度なされています。

(2) ライオンズ活動におけるマーケティングと情報技術テクノロジー

ライオンズ活動の実際においてPRとは、やはり「クラブ会報」を発行することによって「クラブおよび国際協会の活動を、一般社会や会員に知らせること」がもっとも代表的な活動の形ではありますが、その他にクラブ事業の成果をマスコミに情報提供するとか、講演会を開催したり、地域的な集まりに参加してクラブの活動を紹介する方法などもあります。

しかし、いずれにせよマーケティング委員会は、その訴求相手が誰なのかを意識しなければなりません。クラブ会員に対しては、クラブ事業の意義や紹介を主として、例会案内や会員の消息などが広報の対象になります。が、PRの最大の目的は、会員相手よりも一般社会に対してのPRに重点を置くべきと考えます。国際協会から単一クラブまでの活動を一般社会に知らせることによるメリットは計り知れないものがあります。

ここで会報編集者の任務について触れておきますと、「クラブの正式機関誌」として会員向けに発行される誌面の取材、編集に携わって定期的に会報を刊行し、会員はもとより、地区ガバナーその他の関係役員から報道関係等にも配布することが望まれます。クラブ会報の内容については、おおむね二種類に大別されると思います。その一つは、会報の内容がライオニズムの高揚、クラブの運営や事業についての問題提起、会員のエッセイや新会員の紹介等によって得られるパートナーシップなどを主としたもの、つまりPR的要素が強いもので、もう一つは、例会の通知、理事会の議決内容、地区からの通知、ブラザークラブの近況などを主とした編集つまり情報的要素が多いタイプのことです。この両者の違いをよく理解して編集することが肝要でしょう。

また、近年 Web による情報発信も簡単にできるようになり、クラブのホームページの作成はもとより facebook や Instagram などの SNS を活用して、クラブの活動や情報をリアルタイムで発信しているクラブも増加しています。

それに対して、「ライオンズ情報委員会」の任務は、クラブの組織や歴史、業績などを記録し、国際協会、日本レベル、複合地区、準地区の諸情報やリジョン、ゾーン、自クラブの動向を把握して、会員に周知させることにあります。このような意味合いから、PR 的要素も確かに含まれてはいますが、対象となるのが主にクラブ会員で、会員を含めた一般社会に対して PR を行なうマーケティング委員会とは、ここに違いがあるといえましょう。それに、情報を蓄積、整理、保管し、次の時代に引き継ぐことが、クラブの正しい歴史の保存につながります。

ライオンズ必携第 56 版クラブ付則第 4 条第 1 項 常設委員会 には「ライオンズ情報」という文句がありますが、第 57 版ではなくなっています。おそらくマーケティング委員会に吸収されたものと思われる。また「情報テクノロジー」という同じ「情報」と付く言葉と混同してしまいがちですが、IT の情報技術テクノロジーとは、2018 年頃 MyLion から始まって、現在ではライオン・アカウントの取得や、そこから展開される国際協会が運営する IT コンテンツの普及に向けて、クラブ運営の IT 化が推進される中、MyLCI でクラブや会員情報を報告するために IT を駆使しないといけない観点からで、本来のライオンズ情報とは意味が変わってきていますので「情報」に惑わされないように気を付けたいといけません。

PR 活動の基礎は情報にあるともいえます。「1つの事実があった。その事実が誰にも知れないとすると、その事実は存在しないに等しい。」といわれるように、情報を含んだ事実を繰り返し知らせることが PR といえるのではないのでしょうか。例えてみますと、情報と PR はマイクとスピーカーの関係にあるといえましょう。集音マイクで集めた情報を、PR というスピーカーで会員や市民に知らせるわけですが、この間にアンプの役目をする委員会があって、集まった情報を効果的に増幅したり、ミキシングしてスピーカーを通して PR すると考えれば、理解されやすいと思います。

PR を効果的に実施するには、前述したように訴求対象を明確に意識する必要があります。即ちライオンズの役割を納得してもらうための「外なる PR」は、一般社会を視野に入れて実施されなければなりません。この内と外との PR は、車の両輪のようにバランスよく行なわれることが、クラブ発展につながるものと思います。

同時に、これからの PR のあり方は、スタンスを「グローバル化」「IT 化」「女性化」の 3 目標に設定して、その効率を図るべきものと考えます。

最近、ライオンズクラブの中で会員増強や、会員の定着性が強調されておりますが、やはりその効果を挙げる最高の手法はいうまでもなく、活発なクラブ活動にあります。これがあって始めて効率のよい PR ができる訳ですし、会員自らが誇りをもって進んで奉仕活動に参加することが最高の PR 活動といえるかも知れません。

2. 理想的な人選

委員会の任務に適した理想的な人材を配置するとすれば、次のような点に留意して人選するのが好ましいといえましょう。

◎ マーケティング委員会

国際協会、日本レベル、複合地区、準地区の諸情報やリジョン、ゾーン、自クラブの動向を把握

できる人。または上記のことがよく理解できる人。地区役員経験者、元クラブ会長などから選ぶのがよいということになるのですが、クラブ内でそのような人材を得ることは難しいかもしれません。その場合、できるだけ広範なライオンズ知識を持ち、ライオンズ情報の集まりやすい人を任命することが好ましいでしょう。

◎ 情報技術テクノロジー（IT）委員会

広報、宣伝の知識を持つ人、少なくとも興味を持ちうる人。アイデアマンであり活動力のある人。マスコミ関係に知人を持つ人など。特にITを自在に使いこなせる人を選任すべきでしょう。

近年、国際協会のWebページにアクセスするためにライオン・アカウントの取得が必要になりました。会員一人ひとりに会員番号があるように、全員のライオン・アカウント取得が推奨されています。ライオン・アカウントに登録するとWebページの入口・会員ポータルにログインでき、以下にアクセスできます。「My Lion・My LCI・Insights・Learn・Shop」これらはコンテンツによっては閲覧権限を有する物もあります。利用方法など詳細は、日本語情報サイトのウェビナーを参考にしたり、直接OSEAL調整事務局の担当にお尋ねください。

◎ 会報編集者

紙面編集の経験者、あるいは興味を持ち得る人。取材、執筆に向けた人。

どのクラブにも上記のような適任者が揃っているわけではありません。また、人材配置で他の委員会との兼ね合いもあるでしょう。そこで、できるだけ「やる気を起こさせる」こと、研修の方法を講じること、毎年度の成果や記録をクラブの蓄積として積み重ねることなどに留意すべきでしょう。

また、地区においては上記のいずれも兼ね備えた資質を持つ委員長が兼任する流れにあります。今後マーケティング委員長がこれらすべてを掌握し、地区グローバル・アクション・チームを直接サポートする役目を担い、行事やプログラム・イニシアチブを広報する機会を支援していく流れにあります。

3. 情報資源

ライオンズクラブ国際協会のホームページからは多種多様な情報が得られます。適切で最新の情報をクラブ会員に提供することによって、正しい指針を導き出すことが可能となります。国際協会の情報をうまく活用して、事業計画やクラブ運営の参考にしてください。ホームページ内の情報の主な項目を列挙しておきます。

国際協会ホームページ (<https://www.lionsclubs.org/ja>) にアクセスし、「ライオンズとは」「私たちのインパクト」「会員リソースセンター」などをクリックしてください。

また、右上の「会員ログイン」「LCIF」などなど、国際協会のホームページをフルに活用してください。🔍の検索からキーワードを入力して、必要な資料をダウンロードしてください。クラブ役員や地区役員のマニュアルをはじめ、有用な資料がたくさん揃っています。

336 複合地区ガバナー協議会のホームページにも様々なリンクが張られています。上段にあるリンクバナー「ライオンズクラブ国際協会日本語版情報サイト」には最新の情報や役立つ情報一覧などが閲覧できます。ご活用ください。

第8章 ゾーン・チェアパーソンへの期待

1. ZCの責務について

「第1章 地区ガバナー・キャビネット」の項では、ZCの任務の概要について、また「第3章 地区委員長・地区委員」の項では、次のようなことが明確にされています。

- ・ 奉仕事業の実施主体は、単一クラブであり、地区キャビネットは指導、推進の立場にある。
- ・ 地区委員長は、リジョン・チェアパーソンの監督のもと専門分野のスタッフとして、地区ガバナーを補佐する。
- ・ 単一クラブとキャビネットを結ぶラインはRC、ZCである。
- ・ 各種委員会の施策推進に当たっては、RC、ZCと地区委員長の連繫によって行なわれる。
- ・ 単一クラブへの指導は原則としてZCを通じて行なわれる。

ここで重ねて、地区キャビネットの施策の浸透、推進等、クラブへの指導はゾーン・チェアパーソンの責務であることを強調するとともに、地区運営のカギがそこにあるという認識に立って、次の提言を行います。

- (ア) ゾーン・チェアパーソンはゾーン運営の責任者である。地区キャビネットの方針をゾーン内各クラブに浸透させる義務があると同時に、各クラブの動向を的確に把握し、RCあるいは地区キャビネットに必要な報告を行なうこと。
- (イ) 地区ガバナー諮問委員会は、ゾーン運営、クラブ活性化にとって極めて重要で、前年踏襲と前任者引継ぎがすべてであるというマンネリ化の状態から脱し、ゾーン・チェアパーソンの自主性に基づく諮問事項の選択、クラブの指導に留意すること。
- (ウ) 地区ガバナーの方針や意志の伝達、毎回のキャビネット会議決定事項のクラブへの浸透はゾーン・チェアパーソンの重要な任務である。特に地区行政上必要なことについては、これを諮問事項に加えるようにする。同時にゾーン・チェアパーソンはキャビネット会議の重要な構成員であるとの自覚を持ち、その討議に積極的に参加すべきである。いやしくも会議決定後においてそれに反する言動は厳に慎むべきである。
- (エ) ゾーン・チェアパーソンは地区グローバル・アクション・チームの一員であり、GAT（グローバル・アクション・チーム）と連繫を密にし、会員増強、指導力育成、奉仕に関するニーズと各チームがゾーン内のクラブを支援する方法について討議するよう努める。
- (オ) 地区ガバナー諮問委員会は年4回の定例会議が義務付けられている。そのためか第4回の会議は現・次期懇親会の形をとっているところが多いようである。第4回の会議では年次報告や申し送りや引継ぎ、次年度への要望などを協議する、実のあるものにする。

また、上記のようなZCの活動が適切に行なわれるようにするため、地区ガバナーは次のようなZC教育の場を設けるよう留意します。

- (1) 次期準備段階において、ゾーン・チェアパーソンの任務などについて、ガバナー・エレクトが十分な教育研修を行なうこと。
- (2) 任期中しばしば地区のZC会議を招集し、地区ガバナーの政策の徹底とクラブの実情聴取を行い、ZCの意識を高めるようにする。
- (3) 地区あるいはリジョンにおいてクラブレベルの各種研修会が開かれる際は、必ずZCの同席を求めるようにすること。

2. 地区ガバナー諮問委員会について

地区ガバナー諮問委員会は、複合地区会則第 23 条により年 4 回開催され、地区内各ゾーンに設けられる地区ガバナーの諮問機関で、ゾーン・チェアパーソンを議長にゾーン内のクラブ会長・第一副会長および幹事をもって構成されます。(2017 年の国際理事会で第一副会長が、ガバナー諮問委員会の構成員になったが、わが国では、2018 年第 64 回年次大会において改正された後に条文に盛り込まれた。)

ゾーン・チェアパーソンが過去においてクラブ役員として身につけた経験は、地区ガバナー諮問委員会議長としての任務を果たしていくうえで、いろいろと役立ちます。クラブの例会と同様に、地区ガバナー諮問委員会会議も、ただ楽しい雰囲気を用意しているだけでなく、出席者の一人ひとりに学ぶべきこと、考えるべきことを十分提供できるように、前もって慎重に準備されなければなりません。

地区ガバナー諮問委員会議長としての責任は、そのような建設的な会議をもてるよう、計画を立てることから始まります。

つまり、地区ガバナー諮問委員会会議は、出席者にとっては、新しい知識、情報を得て、それについての説明を聞き、検討を行える場でなければなりません。そこではまた、クラブ運営についての意見を交換し合い、お互いの問題について共同で解決策を検討することになります。

(1) 必須課題

下記の各議題は、地区ガバナー諮問委員会会議の度に、たとえ簡単にでも審議すべきです。

- 月 例 報 告 — 毎月の会員動静報告は国際協会でも重要視されており、また、アクティビティや LCIF の報告等を MyLion や SERVANNA のマンスリークラブレポートで報告することも非常に重要であることを強調する。
- ク ラ ブ 会 費 — 国際協会、地区への支払いが遅れないよう特に念を押す。
- エクステンション — 新クラブ結成によって地域社会の奉仕活動をより強固にするよう呼びかける。
- 会 員 増 強 — ライオンズクラブが発展していくためには、会員を増し、クラブの行動力を伸ばしていく必要があることを強調する。
- クラブ会長優秀賞 — 各クラブ会長は、この賞を目標に努力を重ねていく。
- 大会および各種会合 — 地区、複合地区、国際協会の年次大会に代議員全員が、またフォーラム等の各種会合にできるだけ多くの会員が出席するよう勧める。

特に第 1 回会議に際しては、別記議題例の他に次のことを配慮する。

- ・ クラブ会長、幹事は、すでにクラブ役員研修会で詳しい説明を聞いているはずであるが、念のため会議の冒頭にクラブ役員の仕事について不明な点や質問があるかを聞いてみる。
- ・ 各クラブの年度の目標設定を検討する。国際会長の目標、地区ガバナーの目標、ZC の目標などについても同様に検討する。クラブ会長にクラブの目標を確立するよう助言する。
- ・ クラブ間の交流を促進するよう対策を立てる。
- ・ 地区ガバナーのクラブ公式訪問に備えて、各クラブの会長に公式訪問の意義、プロトコールなどの説明を行う。

(2) 開催の時期とその内容

	時期	内容	出席者
第1回	8月	キャビネット会議終了後速やかに、国際大会終了後90日以内に開かれる。ゾーン内全クラブの実情を記したリストを作成する。	正式メンバーのほか、必要に応じて、リジョン内の前・元地区ガバナー、複合地区役員、地区役員・委員にも出席を要請する。
第2回	11月	ゾーン内クラブの活動ぶりについて詳細にわたって検討する。ゾーン内クラブの発展に重点を置き、ライオンズム高揚の方法について検討する。	
第3回	2・3月	ゾーン内クラブの実情を再検討し、合わせてクラブの発展を図るための諸計画を協議する。	
第4回	4・5月	キャビネット会議終了後速やかに、複合地区大会の約30日前に開催する。現・次期懇親会の形をとっているところが多い。年次報告や申し送りと引継ぎ、次年度への要望などを協議する。	

(注) 地区によっては6月に反省を含めて新旧引継ぎの第5回会議が行われるところもある。

(3) 各会議の議題例

第1回会議

1. 会員増強プログラム、メルビン・ジョーンズ会員増強プログラム
2. 世界ライオンズ奉仕デー
3. 地域社会の分析とより良い奉仕について
4. マーケティング（クラブ会報の重要性、外部向けのPR）について
5. エクステンション（ゾーン内での新クラブ結成についての見通し）
6. LCIF 週間
7. その他

第2回ガバナー諮問委員会会議の期日決定（11月に行うようにする）

第2回会議

1. 新会員の入会式および研修
2. 会員維持…会員維持の優れたプログラムの重要性
3. クラブの成績評価（グッド・スタンディングの評価）…その活用方法
4. クラブ財政…収支均衡の重要性
5. （前回に重ねて）…クラブ会報、クラブ間の交流、PR
6. （前回に重ねて）…クラブ会員数、例会出席率に関する問題点
7. エクステンション…ゾーン内で結成準備中の新クラブ紹介

今後の見通し。出席者からゾーン内での新クラブ結成の可能性、新クラブのチャーター・ナイト挙行などについて意見を求める。

8. その他

第3回地区ガバナー諮問委員会会議の期日決定

第3回会議

1. 会計年度のクラブ会計監査
2. 地区、複合地区、国際協会の各年次大会への代議員、補欠の選出
3. 次期クラブ役員研修会
4. アワード（会員に対する各種アワードが予め国際本部から取り寄せられているかどうかを確認するよう幹事に助言する）
5. 新クラブ結成に関する報告…チャーター・ナイト出席要請
6. その他

第4回（最終回）地区ガバナー諮問委員会会議の期日決定

第4回会議

リジョン内各ゾーン合同会議として、次期メンバーを招いて開催する例が多い。その場合でも、単なる顔合わせに終わらないで、年度の総括と次年度への申し送りを行うことが肝心です。

1. ゾーン・チェアパーソンの年次報告
2. 次期申し送り事項の確認
3. 次期メンバーの紹介
4. その他

(4) 注意事項

1. 地区ガバナー諮問委員会は、地区ガバナーおよびキャビネットの諮問機関であり、ゾーン・チェアパーソンはゾーン内の全クラブを代表してその任務を遂行する。ただし、その任務は、地区運営上の諮問助言の域を超さないものとする。
2. 会議終了後、直ちに出席者に議事要録を送る。この議事要録は RC を経て地区ガバナーに報告される。
3. 地区ガバナーは毎回の諮問委員会に地区運営に関する必要事項を諮問する。

第9章 キャビネット副幹事・副会計

(1) 会則上の規定

336 複合地区においては、キャビネット副幹事・副会計を複合地区会則第 17 条 1 (C) によって、キャビネット構成員に任命することができます。

ただし、複合地区会則第 16 条 3 によるキャビネット会議での投票権は与えられていません。

キャビネット副幹事・副会計をキャビネット構成員とするための会則条項があるのは、日本の 8 複合地区のうち、336 複合地区だけです。それは、実情に応じて円滑なキャビネット運営ができるようにしておくためです。その適用に当たっては、慎重を期すようにいたしましょう。

なお、「ライオンズ必携」前文の「副の問題」においては、「地区ガバナー・キャビネットの場合は、キャビネット幹事・会計を助けてキャビネット事務局の運営に当たる者が必要となってくるであろう」と記述されています。

(2) 留意点

複合地区会則第 17 条 1 (C) によって任命されたキャビネット副幹事・副会計は、地区役員となります。任命に当たっては、次のような点に十分留意する必要があります。

- ・ キャビネット副幹事・副会計をキャビネット構成員として任命するかどうかは、あくまでも地区ガバナーの判断によるもので、その任命権に基づくものです。
- ・ これは 336 複合地区だけに残された会則の条項ですから、慎重を期すため、前例踏襲の安易な任命は避けるようにしましょう。
- ・ まずその年度のキャビネット副幹事・副会計の具体的任務について、実情に当てはめて検討してみましょう。
- ・ そのうえで真に必要であると判断し、任命する場合は、合理化、活性化の観点から極力少数に留めるようにしましょう。

(3) 任命の方法と報告

キャビネット副幹事・副会計の役職経験は、地区大会の時点で現在の第一副地区ガバナーが、地区ガバナー選挙に立候補しない場合または空席の場合は、国際付則第 9 条第 4 項 (d) により地区ガバナー立候補の付帯要件の資格として、キャビネット幹事、会計、RC、ZC と同様に認められています。したがって、ガバナー立候補資格（詳細は本マニュアル第 12 章および第 13 章参照）に関係しますので、次のような取り扱いをしましょう。

- ・ 任命状に「複合地区会則第 17 条 1 (C) によりキャビネット副幹事あるいはキャビネット副会計を任命する」旨を明記すること。
- ・ 上記により任命された者については、キャビネット会議において発表し、キャビネット会議議事録に記録を残しておくこと。
- ・ 複合地区ガバナー協議会へも上記の者の氏名を報告しておくこと。

(4) 参考（国際本部の見解）

1989年10月24日

336-C 地区元地区ガバナー 石井 淳 殿

拝 啓

10月17日付の貴信、確かに拝受致しました。法律部に照会致しました所、下記のような解答を得ましたのでお知らせ致します。

1. 貴地区が副幹事、副会計をキャビネット構成員として認めている限り、正規の構成員と扱うことができる。
2. 地区キャビネットとはガバナーのキャビネットであり、その構成員はガバナーによって任命される。複合地区委員会は協議会議長の下に存在し、その委員長又は委員をキャビネット構成員と同等とすることはできない。

尚、法律部では貴地区が採用しておられる複合地区会則第17条1(C)として、「その他地区ガバナーが任命する者」(336 複合地区)の個所が漠然としている為、もう少し具体的にしようご配慮いただければ…と申しております。

将来の為、ご一考下さい。

敬 具

太平洋アジア課課長
千恵子・コルビス

※ この書簡を受けて後、1991年5月26日に開催された第37回336複合地区年次大会（会場：福山市）において、複合地区会則第16条1(C)は次の通り改正された。

複合地区会則第16条1(C)

「その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計。」

第10章 地区ガバナーの公式訪問

1. 公式訪問実施上の留意点

- (1) 地区ガバナーの公式訪問は、地区ガバナーの職責上のクラブ訪問です。
- (2) 地区ガバナーは、任期中少なくとも1回は各クラブを訪問するよう務めることが望ましいとされています。地区の事情でこれが困難な場合には、少なくともゾーン単位での合同訪問を行い、その際には、クラブにできるだけ合同例会等の開催を求めるようにしましょう。また、ゾーン単位の合同訪問をする場合においても、できるだけ多数のクラブ会員の出席を要望すべきです。
- (3) 合同訪問の日程は、キャビネット幹事がリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンの意見を聞き、第1回キャビネット会議で決定・発表します。
- (4) 合同訪問のホストクラブ、日時、場所、スケジュールなどについては、キャビネット幹事がゾーン・チェアパーソンとの協議の上、1ヵ月前には決定し、関係者に開催通知を行います。
- (5) 公式訪問ガバナー質問書は、各クラブに対し1ヶ月前に発送し、できるだけ早くクラブの回答を求めましょう。
- (6) クラブからの質疑事項は、公式訪問の際、書面（または口頭）をもって回答します。
- (7) 地区ガバナーは公式訪問にあたり、記念品の贈呈などのセレモニー行事の簡素化を図り、クラブ役員との話し合いの時間をできるだけ多くもつように努めましょう。
- (8) 地区ガバナーは公式訪問の全日程終了後、クラブ運営上必要な事項を収録した文書を全クラブに送付します。
- (9) 特に必要と思われる事項は、地区会報に掲載することが望ましいでしょう。

2. 公式訪問ガバナー質問書（例）

地区ガバナー _____ 殿 _____ ライオンズクラブ 会長 _____ 印

地区ガバナー公式訪問質問書【回答】

クラブ名	R Z ライオンズクラブ			回	会長
結成年月	年 月 結成	会員数	月現在	名	幹事
訪 問	年 月 日	会員平均年齢	歳	者	会計

- (1) 本年度、貴クラブの会長方針、スローガン、特筆すべき事業計画、資金獲得事業計画をお書き下さい。

- (2) 貴クラブの継続的事业計画がありましたら、主なるものをお書きください。

- (3) 会員増強についてお尋ねします。

イ) 本年度増員目標 _____ 名

ロ) 新会員に対する指導計画および会員の退会防止に関する計画をお書き下さい。

ハ) 新会員の入会式で感銘ぶかい演出に工夫がありましたらお聞かせください。

ニ) 最近の退会者について次にお書き下さい。

退 会 者	退 会 理 由	在籍年数	主 な ク ラ ブ 役 職
A			
B			
C			

(4) クラブ結成以来の会員の移動についてお尋ねします。(回答書作成前月についてお答え下さい)

	人数	-	退会人数	=	差引
チャーター・メンバー	名		名		名
					+
CN 後の入会者	名		名		名
	年		月 現在		名

(5) メーク・アップ実態についてお尋ねします。(最近3ヵ月についてお答えください)

例会を欠席してメーク・アップをした会員は 延_____名

イ) その内、他クラブの例会へ出席した会員は 延_____名

期間：_____月から_____月まで

ロ) クラブ理事会・委員会へ出席した会員は 延_____名

ハ) その他メーク・アップ規則に該当するメーク・アップは 延_____名

(6) クラブ例会において、毎回演出にご苦心されていると思いますが、特筆すべき企画がありましたら、お聞かせ下さい。(スピーチ・特別例会・家族会・その他)

(7) クラブ幹事の職務についてお尋ねします。(○で囲むか、☑を入れてください)

イ) SERVANNAでの月例報告やアクティビティ報告を入力するのは

事務局 ・ 幹事 ・ その他

ロ) My L C Iで毎月の会員動静を報告、入力するのは

事務局 ・ 幹事 ・ その他

ハ) My L i o nでのアクティビティ報告をしていますか

している ・ していない

している場合、その報告を入力しているのは

事務局 ・ 幹事 ・ その他

ニ) 次の記録を整備保管しています。

会員名簿

例会議事録

理事会議事録

委員会議事録

役員名簿

委員会名簿

会員出席記録

クラブ奉仕記録

クラブ収支記録

会員表彰記録

その他

(8) クラブ会報についてお尋ねします。

イ) クラブ会報を発行している

ロ) 会報を発行しているクラブは次にお答え下さい。

年間 _____ 回 定期 不定期 平均 _____ 頁

主要な内容 編集方針等	
クラブ外の 配布先	

(9) 貴クラブの地区大会参加についてお尋ねします。

	地区大会		複合地区大会	
	昨 年 度	本年度の予定	昨 年 度	本年度の予定
代 議 員	名	名	名	名
一 般 参 加 者	名	名	名	名
合 計	名	名	名	名

(10) 貴クラブの最近1ヵ年の理事会・委員会の開催についてお尋ねします。

理事会の構成メンバー数 _____ 名 (_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月)

	開 催 数	参 加 延 人 数
理 事 会	回	
運 営 委 員 会	回	
事 業 委 員 会	回	

(11) 貴クラブは他のクラブと姉妹提携していますか。

YES

NO

所在地	クラブ名

交換実績についてお答えください。

会報の交換 合同例会 例会訪問 子弟の交換

その他 (下欄にご記入ください)

--

(12) クラブ財政についてお尋ねします。

イ) 会員1名当たり1年間の次の費用はいくらですか。(本年度の予算案を添付して下さい。)

	本年度 (円)	昨年度 (円)	本年度÷昨年度 (%)
通常会費			
例会食費			
事業費			
特別会費			
積立金			
その他			
合計			

ロ) 特別会費およびその他の内容をお書き下さい。

--

(13) 貴クラブで当面している困難な問題がありましたらお知らせ下さい。

--

(14) 地区ガバナーへの質疑事項があればお知らせ下さい。

--

第11章 地区費について

1. 各地区における地区費・地区大会費の決定

地区費・地区大会費は複合地区会則第25条3で定められている通り地区大会で決定をすることになっています。2000年5月開催の第46回複合地区大会において複合地区会則が改正されるまでは、全国8複合地区(32準地区)の地区費・地区大会費は統一された金額でした。しかし、時代の変化と地区ごとの事情を反映して、独自の会費設定が出来るように改正されました。

当複合地区内4地区においても会員1名当たりの徴収額が違います。また、家族会員プログラムの導入により家族会員の会費を減免している地区もあります。各地区の独自の地区運営を反映して自主的に決定されています。

地区費・地区大会費の決定について次の諸点に留意してください。

- ① 地区費・地区大会費の変更は各準地区大会で議決する。徴収額の値上げについては今まで以上に慎重に検討する姿勢が望まれる。
- ② アクティビティの実施主体は各クラブであり、地区はそれを指導する立場であることの認識に立って地区費の決定をしなくてはならない。YCE 事業費、レオ・ライオネス活動費等については特に留意する必要がある。
- ③ 各種の一律的拠出金・協賛金の徴収は極力抑えるようにすべきである。特に行政サイドからの要請は十分に検討することが必要である。
- ④ 地区特別運営費・地区特別大会費は徴収できないことになった。

2. 地区会費一覧表 (参考)

月額・単位 (円)

	336-A 地区	336-B 地区	336-C 地区	336-D 地区
複 合 地 区 費	140 〔0〕	140 〔0〕	140 〔0〕	140 〔0〕
複 合 地 区 大 会 費	80 〔0〕	80 〔0〕	80 〔0〕	80 〔0〕
地 区 費	760 〔0〕	850 〔0〕	1,000 〔0〕	900 〔0〕
地 区 大 会 費	200 〔0〕	300 〔0〕	200 〔0〕	180 〔0〕

2024年7月現在

※〔 〕は2人目以降の家族会員会費免除

第12章 地区ガバナー・ 第一および第二副地区ガバナーの選出

地区ガバナーおよび第一・第二副地区ガバナーの選出は、地区運営の基本にかかわる最重要事項で、結果いかんではその地区の盛衰を左右するとさえ言われています。選出に当たっては、国際会則、複合地区会則をはじめ地区の定めた諸規則、諸内規に従って適確な届出が必要です。そのうえで、地区大会における選挙が実施されます。

ライオンズクラブでは候補者が一人の場合でも規則通りに選挙が行われることになっています。しかし、なによりも大切なことは、ライオンズの基本を身につけた立派な人物を選び出すことです。そのために民主的で、会員の意志が反映され易く、会員に分かり易い選ばれ方が求められています。

1. 地区ガバナーの選出と資格について

地区ガバナー候補者の資格を定めた国際会則が、第76回ミネアポリス国際大会（1993年7月）で改正され、1995年7月1日に発効しました。

改正の要点は「副地区ガバナーとして半期以上務めた者でなければならない」となったことです。現職の副地区ガバナーが次期の地区ガバナーに立候補することが期待され、立候補した場合は、他の者は立候補できないというものでした。

これによって従来、ルテナント・ガバナー（副地区ガバナー）が任意制であったときに、地区ガバナー選挙でルテナント・ガバナーが他の候補者に破れるという例が時としてありましたが、そのような心配はなくなったわけです。さらに、2008年開催の第91回バンコク国際大会より第一および第二副地区ガバナーの2人制となり、現在は国際付則第9条第4項(c)により、「現在所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない」となっております。

それでは、現職の第一副地区ガバナーは、そのまま地区ガバナーに累進するのかといいますと、やはり地区大会におけるガバナー選挙を経て選出されることとなります。国際第一副会長から国際会長に進む場合、国際大会の投票を要するのと同じように、ライオンズクラブにおいては、対立候補がなくても選出を要する各レベルの役員はすべて選挙を経ることになっています。

従って、現職第一副地区ガバナーは、地区ガバナー立候補者届出規則によって期限内に届出て、地区年次大会議事規則に基づき選挙されることとなります。

それでは、現職の第一副地区ガバナーが、次期の地区ガバナーに立候補しない場合、または地区年次大会の開催時点で空席の場合はどうなるのでしょうか。

この点については、国際付則第9条第4項(d)にこう定められています。

「現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則または会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件を満たしている。」とみなされる。

即ち、第二副地区ガバナー候補者の資格のうえに、地区キャビネット構成員として現在務めているか、あるいは1年務めた経験のある会員は誰でも立候補できるわけです。

2. 第一および第二副地区ガバナーの選出と資格について

副地区ガバナーは従来、ルテナント・ガバナー（Lieutenant Governor）と称し、設置するかどうかは地区の任意によるものでしたが、第74回ブリスベン国際大会（1991年6月）における国際会則の改正により、1994年7月1日までに必ず選出しなければならないことになりました。

また、第76回ミネアポリス国際大会（1993年7月）において、その名称が副地区ガバナー（Vice District Governor）と改められました。さらに、第91回バンコク国際大会（2008年6月）において、第一および第二副地区ガバナーの2人制に改められました。

第一副地区ガバナーは地区ガバナーの監督と指示のもとに、主席補佐役を務める地区役員であります。次の年度には地区ガバナー候補者となる重要な役職で、地区年次大会における選挙で選出されることになっています。

第二副地区ガバナーは地区ガバナーの監督と指示のもとに、第一副地区ガバナーとともに地区ガバナーの補佐役を務め、次の年度には第一副地区ガバナー候補者となる重要な役職で、地区年次大会における選挙で選出されることになっています。

従って、地区年次大会議事規則には、第一および第二副地区ガバナー選出の方法を明記しておく必要があります。

国際付則第9条第6項(b)(c) 第一および第二副地区ガバナーの選挙

第一および第二副地区ガバナーの選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行われなければならない。第一および第二副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白票および棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。第一および第二副地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了するものとし、どの第一および第二副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区（単一、準および複合）の会則および付則の規定に従って行われるものとする。各第一および第二副地区ガバナーの選挙結果については、その地区の現職地区ガバナーおよび（または）国際協会駐在員が国際本部に報告する。

A. 第一副地区ガバナー立候補者の資格は以下のとおりである。

- (1) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 現在、所属地区第二副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (4) 現職の第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則または会則に定められている第二副地区ガバナーの条件を満たしているクラブ会員は誰でも上記(3)の条件を満たしているものとする。

B. 第二副地区ガバナー立候補者の資格は以下のとおりである。

- (1) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、

- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、
 - (a) クラブ会長を全期または過半の期間、そして理事会構成員としてさらに2年以上を務め、かつ
 - (b) ゾーン・チェアパーソンまたはリジョン・チェアパーソンあるいはキャビネット幹事および/または会計として、全期または過半の期間務めた者でなければならない。
※2024年のメルボルン国際大会で、第二副地区ガバナー就任資格が、各GATの各コーディネーター(WYPT(FWT)は日本独自のため含まれず)、LCIFコーディネーターまで拡大されました。
 - (c) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。
- (4) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。

3. 第一および第二副地区ガバナー候補者の人選に当たって

(1) 候補者の基本的条件

会則(国際付則第9条第6項(b)(c))上の資格を必ず持った人であることは絶対条件ですが、その他に、人格・識見と併せてライオニズムの知識を備え、しかも地区のリーダーとなり得る素質を持つ人が強く求められます。

そして、当然のことながら、第二副地区ガバナー、第一副地区ガバナー、地区ガバナー、前地区ガバナーを務める4年間は、ライオニズムのため体力と時間を提供できる人でなければなりません。

また、少なくとも第一および第二副地区ガバナー就任時とガバナー・エレクトのときおよび地区ガバナー終了時の国際大会、東洋・東南アジアフォーラム等には義務として出席しなければなりません。

以上のようなことが、第一および第二副地区ガバナー候補者の基本的条件といえるでしょう。

(2) 候補者の選び方

336 複合地区内の各準地区では、従来から地区ガバナーをリジョンのローテーションによって選出してきました。第二副地区ガバナーもそれに準じたローテーション方式がとられています。

しかし、各準地区とも第二副地区ガバナーの資格保持者は年々増加しており、それにつれて複数の意欲ある立候補者が出てくることも考慮に入れ、対応しておく必要があります。元来、次期の地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナーの選出は、現職ガバナーの重要な任務の1つです。もしも立候補者がいないという事態が生じると、大変なことになります。

そこで、地区ガバナーとしては、地区内の調和を図りつつ、可能な限り立派な候補者を立てたいということから、現在のリジョンによるローテーションが採用されているものと解釈できます。ローテーションに当たるリジョンで選考された候補者は、キャビネット会議の承認を得て、キャビネット推薦の候補者となります。

もちろん、その場合でも、他の立候補者を制限するものではありません。この点は十分徹底させる必要があります。

しかし従来の例では、立候補者はキャビネット推薦候補1名に絞られたかたちとなり、地区大会の選挙では、極めて形式的なセレモニーに終わっている場合がほとんどです。もちろん、当複合地区以

外の地区では、毎年度のように複数の候補者が地区年次大会の場で、投票により争う状態が、あたかも当然のように続いているところもあります。

どちらの状態が良いかは、意見の分かれるところですが、いずれにせよ候補者探しに大わらわとなった時期は過ぎたように思われます。

(3) キャビネット推薦候補の決め方

キャビネット推薦候補やリジョン・ローテーションのあり方については、いろいろな意見がありますが、その論議はしばらく置くとして、ここでは、336 複合地区内の各準地区で実施されている第二副地区ガバナー選出のためのキャビネット推薦候補のあり方を記載します。

キャビネット推薦候補のあり方としては、まず、「地区ガバナーがその責任において、地区の永遠の発展のため、ライオンズムの基本を身につけた立派な人物を推薦する」ということが基本です。その基本理念に基づいて、リジョン・ローテーションによって当該リジョンの中から選び出すわけです。

リジョン内においては、少なくとも多くの会員の意志を反映した民主的な選考方法がとられ、しかも会員に分かりやすい、みんなで支持することのできる候補者を選び出すことに努めるべきです。

4. 第一および第二副地区ガバナー候補者推薦に関する地区内規の参考例

336- 地区キャビネット推薦第一および第二副地区ガバナー候補者選考要領(例)

1. 目的

336-__地区の地区ガバナー・キャビネット（以下キャビネットという）は、第一および第二副地区ガバナー選出に当り、その任務を十分遂行でき、しかも次年度・次々年度地区ガバナーとしても最適な人物であることを認め、「キャビネット推薦第一および第二副地区ガバナー候補者」（以下推薦候補者という）を指名する。

推薦候補者の選考を円滑にするためにこの要領を設ける。

2. 選考基準

- (1) 国際付則第 9 条第 6 項 (b) (c) 第一および第二副地区ガバナー候補者の資格を持つ地区内のクラブ会員であること。
- (2) 最近のライオンズ知識を習得し、リーダーとしての資質を備え、健康であること。
- (3) 国際付則第 10 条第 2 項 (b) の第一副地区ガバナー、第 10 条第 2 項 (c) の第二副地区ガバナーのハードな任務を遂行できる人。
- (4) 次年度・次々年度地区ガバナーとなるにふさわしい人物。でき得れば、さらに上位の国際役員に立候補可能な若い指導者が望ましい。

3. 選考手順

- (1) 推薦候補者の選出リジョン・ローテーションを別表で定める。

別表の作成・改正はキャビネット会議の議決による。

- (2) 各リジンはローテーションに支障をきたさないよう最善の努力を払うものとする。
該当するリジンは、選出される前々年 12 月末までにローテーションに従うことが可能かどうかをリジン内会議で決め、地区ガバナーに報告する。
- (3) 毎年度第 3 回キャビネット会議で別表の確認が行われる。
やむを得ず別表改正を要する場合は、キャビネット会議で議決し、理由を明記して次期へ申し送る。
なお、ローテーションに沿うことが出来なかったリジンは、別表の最後に回る。
- (4) 推薦候補者の氏名は、遅くとも、選出される前年の第 2 回キャビネット会議までに、地区ガバナーに文書で報告する。
その際、リジン内会議の要録、候補者の経歴書、所属クラブの推薦状を添付する。
- (5) 地区ガバナーは上記報告書をキャビネット会議に提出し、推薦候補者の承認を得る。

4. 地区の合同会議

- (1) 地区ガバナーは、推薦候補者選考を円滑にするため下記会議を開き、助言を求める。
出席者は、地区特別名誉顧問、地区名誉顧問、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジン・チェアパーソン、地区ガバナーが必要とする元地区ガバナーなど。会議は毎キャビネット会議の直前または必要に応じ開かれる。
- (2) 会議の取りまとめは地区名誉顧問会議長が当り、欠席の場合はキャビネット幹事がこれに代わり、キャビネット会議へ報告する。

5. リジン内会議

- (1) 当該リジンは選出される前年度に、出来るだけ早く推薦候補者のリジン内選考会議を開く。
会議はリジン・チェアパーソンが招集、主宰する。
出席者はリジン所属の元国際理事、前・元地区ガバナー、地区役員・委員のほかリジン・チェアパーソンが必要とする者。
- (2) 会議では、リジン内の第一および第二副地区ガバナー候補者資格を持つ全員のリストを配布し、その中から選考基準に合った候補者を選ぶ。
会議の様子は上記合同会議に報告する。
- (3) 会議の要点は、その都度、議事要録を作成し、次期リジン・チェアパーソンに申し送る。

20 年 月 日制定

地区ガバナー並びに第一および第二副地区ガバナー候補者推薦に関する内規(例)

1. ライオンズクラブ国際協会 336-__地区の融和と協調を図るため、地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナー推薦委員会を設け、次の規則によって運営する。
2. (a) 地区ガバナーは、就任後早期に推薦委員を任命する。

委員には、名誉顧問、キャビネット幹事、および全リジョン・チェアパーソンを充てるものとし、委員長、副委員長は名誉顧問の中より互選により決める。

- (b) 委員長は適宜委員会を招集し、地域的調和を図りつつ選出リジョンを決定する。
 - (c) 決定したリジョンは、そのリジョン内の名誉顧問および地区役員をもって、推薦会議を開き、地区ガバナー並びに第一および第二副地区ガバナー候補適格者を選出し、これを委員長に報告する。
 - (d) これを受けて、委員長は委員会を招集し、推薦する地区ガバナー候補者1名ならびに第一および第二副地区ガバナー候補者各1名を決定し、地区ガバナーに報告する。
 - (e) 候補者の推薦には委員会出席者全員の同意を要する。
 - (f) 決定したリジョンに推薦困難な事情が起こった時は、そのリジョンのリジョン・チェアパーソンは、この旨を直ちに委員長に報告しなければならない。その最終期限は第2回キャビネット会議の前日とする。
 - (g) 委員長は速やかに委員会を招集し、同じ方法をもって次の候補を決めるよう努力し、最終的には地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナー就任の年の前年の12月20日までには候補者の推薦を決定するものとする。
3. 原則として、特に問題がない場合、第二副地区ガバナーは次年度の第一副地区ガバナーに、また第一副地区ガバナーは次年度の地区ガバナーの候補者とする。
 4. 本内規は、長期計画の立場から次の候補者の推薦についても審議することが出来る。
 5. 本内規の改廃は、地区キャビネット会議の決議によらなければならない。
 6. 委員長欠席のときは、副委員長が代行する。

20 年 月 日制定

地区ガバナー候補者並びに第一および第二副地区ガバナー候補者の推薦手続き規則(例)

ライオンズクラブ国際協会 336-__地区の次期地区ガバナー候補者と第一および第二副地区ガバナー候補者の推薦にあたっては、地区キャビネット会議でそれぞれの推薦候補者について、従来からのローテーションにより選出するリジョンが決定された後に、該当リジョンにおいて以下に定める事項に従い、円滑に推薦候補の選出を行う事を目的とする。

第1章 推薦委員会

1. 名称

本組織の名称を地区ガバナー候補者ならびに第一および第二副地区ガバナー候補者推薦委員会(以下推薦委員会)とする。

2. 目的

地区大会の場において地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナーが円滑に選出されるため定員数の候補者を推薦することを目的とする。

3. 構成

推薦委員会は選出リジョン内の元国際会長、元国際理事、元ガバナーおよび当年度のリジョン・

チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長、地区委員をもって構成する。

4. 推薦要望書の提出

本推薦委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる地区年次大会と同一年度の8月15日までに、推薦要望書をクラブ会長経由で推薦委員会に提出しなければならない。

5. 推薦委員会

- (1) 推薦を希望する候補者がある場合、推薦委員会は選挙の行われる地区年次大会と同一年度の8月20日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時、場所で会合を開き、委員長を互選する。
- (2) 推薦委員会の会合は、委員長が必要と認めるとき開催することができる。
- (3) 推薦委員会は推薦を希望する候補者が国際付則第9条第4項、国際付則第9条第6項(b)(c)に定める有資格者であることを確認する。

6. 推薦委員会による調停

推薦委員会は推薦希望者が定員数以上に亘る場合は、同一年度の9月20日までに推薦希望者が定員数となるように調停による円満な解決を図る。

7. 推薦人

推薦人は推薦委員会構成員の外に、7月1日現在（正確には国際大会閉会時）の地区キャビネットの記録に基づき、当該リジョンの各クラブ会員30名につき、およびその過半数以上の端数につき1名、30名未満のクラブは1名をクラブで正式に選出した推薦人として加える。推薦人はいずれも本人の意志に基づいて投票する権限をもつ。

8. 推薦人による推薦

- (1) 調停によって推薦希望者を定員数にまとめることが出来ない場合は、推薦委員会は10月5日までにすべての推薦希望者の氏名、履歴などを公平に公表し、10月15日までに推薦投票を求めなければならない。
- (2) 推薦投票は無記名によるものとし、最高得票者をもって推薦委員会の推薦候補者とする。
- (3) 推薦候補者が死亡した場合およびこれに類する緊急を要する場合は、次位得票者をもって推薦候補者とする。

第2章 推薦投票管理委員会

1. 名称

本組織の名称を推薦投票管理委員会（以下管理委員会）とする。

2. 目的

推薦投票を行うにあたり、公正な投票運営と管理を行うことを目的とする。

3. 構成

管理委員会は、推薦委員長の指名により選出リジョンの前年度に任務を終えたリジョン内の地区役員・委員をもって構成する。

4. 管理委員会

- (1) 推薦委員会が候補を推薦投票により選出することを決定した場合は、9月20日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時場所で管理委員会を開き委員長を互選する。
- (2) 管理委員会の会合は、委員長が必要と認めるとき開催することができる。
- (3) 管理委員会は推薦投票人名簿を作成し推薦投票人全員に通知する。

但し、管理委員は推薦投票人になる事は出来ない。

- (4) 管理委員会で決定した推薦投票の日時、場所を告知すると同時に下記事項を行う。
 - ① 委員長より調停の経過報告。
 - ② 推薦希望者より所信表明文配布。
 - ③ 推薦投票方法と開票日の発表。
- (5) 推薦投票の順序
 - ① 推薦希望者の紹介、スピーチおよび投票用紙の記載順序は予め、推薦希望者またはその代理人の抽選により定める。
 - ② 管理委員長は推薦希望者を会場において紹介する。
 - ③ 紹介を受けた推薦希望者はそれぞれ5分間以内のスピーチを行うことが出来る。
 - ④ 投票権は出席した推薦投票人（以下投票人）に限るものとする。
 - ⑤ 推薦投票用紙は登録の際、投票用紙交付所において管理委員会より交付を受けるものとする。この際投票人名簿と投票用紙に管理委員会の割印を押してこれを交付する。
 - ⑥ 推薦投票用紙には各候補者の氏名およびその上に記入欄を印刷したものをを用いる。
 - ⑦ 推薦投票の表示は自己の投票しようとする立候補者の内、1名のみ氏名の上の記入欄に○印を記入するものとし、無記名投票による。
 - ⑧ 委員会は所定の選挙時間終了後直ちに投票箱を開票所に集結し開票を行う。
 - ⑨ 開票立会人 推薦投票の開票に当たっては、推薦希望者が所属するクラブより3名の立会人を立ち会せることが出来る。但し推薦人は立会者となることは出来ない。
 - ⑩ 次の投票は無効とする。
 - ア. 所定の推薦用紙以外の推薦用紙を用いたもの。
 - イ. 指定の記入欄以外に記号を記入したもの。
 - ウ. ○印以外の記号を記入したもの。
 - エ. 複数の立候補者に記入したもの。
 - オ. 記号の記入の無いもの。
 - カ. 他事記入のもの。
 - ⑪ 開票中は「委員会」および「委員長」が認めた要員の外は、開票所に立ち入ることは出来ない。
 - ⑫ 管理委員長は開票終了後直ちに自己および開票立会人の署名した開票結果報告書を作成の上、推薦委員長に報告する。
- (6) 推薦の決定
推薦希望者が複数の場合は、最高得票を得たものを地区ガバナー並びに第一および第二副地区ガバナー候補者として推薦する。

第3章 地区ガバナーへの届け出および諸経費

1. リジョンにおいて定員数の推薦候補者が決定次第、速やかに推薦委員長および管理委員長連名で、地区ガバナーに次期地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナー推薦候補者を所定の様式により届け出を行う。

2. 推薦候補者のうちガバナー候補者が立候補届け出の際は、地区幹事、地区会計予定者も同時に届け出るものとする。但し、第一および第二副地区ガバナー立候補者はその必要がない。
3. 推薦委員会ならびに管理委員会に要した経費のうち、事務経費については5万円を限度として地区キャビネットが負担し、会合のための会食、会場費などは参加者より徴収する。
4. この規制の改正はキャビネット会議の議決後、地区年次大会代議員総会の会議を経て決議される。

第4章 補遺

1. 第一および第二副地区ガバナーが任期途中で空席となった場合は、複合地区会則第15条4(2)により補充するが、原則として空席前と同一リジョンより補充することとする。
2. ローテーションによる選出リジョンは、毎年度第4回地区キャビネット会議で確認し、次期地区キャビネットへ申し送る。
その際、次期の次の年度の候補者の選出困難なリジョンは、リジョン・チェアパーソンより地区ガバナーに申し入れ、次のリジョンが繰り上がりのローテーション表の改訂を行うこととする。
3. 上記ローテーション確認に支障をきたさないように、当該リジョン・チェアパーソンは、早目にリジョン会議を開催し、候補の人選に当たる。

(20 年 月 日)

**20__ ~ 20__ 年度 336-__ 地区
地区ガバナー(第一・第二副地区ガバナー)立候補届出書**

ライオンズクラブ国際協会 336-__ 地区

地区ガバナー _____ 殿

整理 No.		届出年月日	年 月 日
リジョン	ゾーン	ライオンズクラブ	
氏名			
生年月日	年	月	日生 (歳)
住所	〒		
電話・FAX	TEL :	FAX :	
ライオン歴			
学歴			
家族			
公職・受位・受賞・罰			
現在勤務している法人・団体などの内容			
私儀、ライオンズクラブ国際協会 336-__ 地区 20__ ~20__ 年度地区ガバナー (第一・第二副地区ガバナー) として立候補いたしたく、クラブ推薦状を添え上記の通り届出いたします。			
20__ 年 __ 月 __ 日			
_____ ライオンズクラブ			
署名			印

20 年 月 日

地区ガバナー候補者推薦状

20 年度 336- 地区ガバナーの候補者として、当クラブ会員
を推薦致します。

リジョン ゾーン ライオンズクラブ

会 長 署名 印

幹 事 署名 印

会 計 署名 印

地区ガバナー立候補者 氏名（ふりがな）	
自 宅 住 所	〒
勤 務 先	
役 職	
勤 務 先 所 在 地	〒
所 属 ク ラ ブ 名	ライオンズクラブ

キャビネット幹事 予定者氏名（ふりがな）	
自 宅 住 所	〒
所 属 ク ラ ブ 名	ライオンズクラブ

キャビネット会計 予定者氏名（ふりがな）	
自 宅 住 所	〒
所 属 ク ラ ブ 名	ライオンズクラブ

地区ガバナー候補者略歴

(国際付則第9条第4項 参照)

ライオンズクラブ 入会日	年 月 日		
正会員	年 月 日	チャーター・ メンバー	年 月 日
受賞の有無	出席賞		
	キー賞		
	シェブロン賞		
	その他		
結婚の有無		子供の数	人
(ふりがな) 配偶者氏名			
趣味			

地区ガバナー候補者の資格条件

(国際付則第9条第4項の規定に伴う)

- a. グッド・スタンディングの正会員である。 はい いいえ
- b. 所属クラブで推薦した例会開催日 年 月 日
- c. (1) 所属クラブ会長 ～ 年度
理事会構成員 ～ 年度
- (2) 第一副地区ガバナー ～ 年度
第二副地区ガバナー ～ 年度
- (3) () コーディネーター ～ 年度
ゾーン・チェアパーソン ～ 年度
リジョン・チェアパーソン ～ 年度
キャビネット幹事 ～ 年度
キャビネット会計 ～ 年度
その他の地区キャビネット構成員 役職
～ 年度

20 年 月 日

第一(第二)副地区ガバナー候補者推薦状

20 ~20 年度 336- 地区第一(第二)副地区ガバナーの候補者として、
当クラブ会員 を推薦致します。

リジョン ゾーン ライオンズクラブ

会 長 署名 印

幹 事 署名 印

会 計 署名 印

第一(第二)副地区ガバナー立候補者氏名(ふりがな)	
自 宅 住 所	〒
勤 務 先	
役 職	
勤 務 先 所 在 地	〒
所 属 ク ラ ブ 名	ライオンズクラブ

第一副地区ガバナー候補者略歴

(国際付則第9条第6項(b)参照)

ライオンズクラブ 入 会 日	年 月 日		
正 会 員	年 月 日	チャーター・ メンバー	年 月 日
受 賞 の 有 無	出 席 賞		
	キ ー 賞		
	シエブロン賞		
	そ の 他		
結 婚 の 有 無		子 供 の 数	人
(ふりがな) 配 偶 者 氏 名			
趣 味			

第一副地区ガバナー候補者の資格条件

(国際付則第9条第6項(b)の規定に伴う)

- a. グッド・スタンディングの正会員である。 はい いいえ
- b. 所属クラブで推薦した例会開催日 年 月 日
- c. (1) 所属クラブ会長 ～ 年度
理事会構成員 ～ 年度
- (2) 第二副地区ガバナー ～ 年度
- (3) () コーディネーター ～ 年度
ゾーン・チェアパーソン ～ 年度
リジョン・チェアパーソン ～ 年度
キャビネット幹事 ～ 年度
キャビネット会計 ～ 年度
- その他の地区キャビネット構成員 役職 ～ 年度

第二副地区ガバナー候補者略歴

(国際付則第9条第6項(c)参照)

ライオンズクラブ 入会日	年 月 日		
正会員	年 月 日	チャーター・ メンバー	年 月 日
受賞の有無	出席賞		
	キー賞		
	シェブロン賞		
	その他		
結婚の有無		子供の数	人
(ふりがな) 配偶者氏名			
趣味			

第二副地区ガバナー候補者の資格条件

(国際付則第9条第6項(c)の規定に伴う)

- a. グッド・スタンディングの正会員である。 はい いいえ
- b. 所属クラブで推薦した例会開催日 年 月 日
- c. (1) 所属クラブ会長 ～ 年度
理事会構成員 ～ 年度
- (2) () コーディネーター ～ 年度
ゾーン・チェアパーソン ～ 年度
リジョン・チェアパーソン ～ 年度
キャビネット幹事 ～ 年度
キャビネット会計 ～ 年度
- その他の地区キャビネット構成員 役職 ～ 年度

指名委員会チェックリスト 地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- 候補者は所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッド・スタンディングの正会員である。
- 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- 候補者は現在、本地区の第一副地区ガバナーを務めている。

万一現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合、あるいは地区大会開催時に第一副地区ガバナー職が空席である場合、候補者は以下の要件を満たしている。

- クラブ会長： 務めた年度 _____
- クラブ理事会 務めた年度 _____
- クラブ理事会 務めた年度 _____
- 地区キャビネット（1つに印をつける）
 - コーディネーター、リジョンまたはゾーン・チェアパーソン 務めた年度 _____
 - キャビネット幹事および（または）会計 務めた年度 _____
- 上記に加え、更にもう1年地区キャビネット構成員を務めた。
務めた役職： _____ 務めた年度 _____
- 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

*所属クラブに滞納金がある場合には、代議員資格証明締め切り時の15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第4項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長

日付

指名委員会メンバー

日付

指名委員会チェックリスト 第一副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- 候補者は所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッド・スタンディングの正会員である。
- 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- 候補者は現在、本地区の第二副地区ガバナーを務めている。

万一現第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合、もしくは地区大会開催時に第二副地区ガバナー職が空席である場合、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。

- クラブ会長： 務めた年度 _____
- クラブ理事会 務めた年度 _____
- クラブ理事会 務めた年度 _____
- 地区キャビネット（1つに印をつける）
 - コーディネーター、リジョンまたは
・チェアパーソン 務めた年度 _____
 - キャビネット幹事および（または）会計 務めた年度 _____
- 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

*所属クラブに滞納金がある場合には、代議員資格証明締め切り時の15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項（b）に従い第一副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長

日付

指名委員会メンバー

日付

指名委員会チェックリスト 第二副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- 候補者は所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッド・スタンディングの正会員である。
- 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- クラブ会長： 務めた年度 _____
- クラブ理事会 務めた年度 _____
- クラブ理事会 務めた年度 _____
- 地区キャビネット（一つに印をつける）
 - コーディネーター、リジョンまたはゾーン・チェアパーソン 務めた年度 _____
 - キャビネット幹事及び/又は会計 務めた年度 _____
- 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

*所属クラブに滞納金がある場合には、代議員資格証明締め切り時の15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項(c)に従い第二副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長

日付

指名委員会メンバー

日付

標準投票用紙 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙

見本 1：候補者が1人を超える場合の投票用紙

投票方法：投票したい候補者名の横にある投票欄に適切な記号¹をつけることにより自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	投票欄
第一副地区ガバナー		
	候補者 A	○
	候補者 B	

見本 2：候補者が1人しかいない場合の投票用紙

投票方法：候補者に対し賛成か反対のいずれかの欄に適切な記号²をつけることにより、自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	賛成	反対
地区ガバナー			
	候補者 A	○	

見本 3：候補者が3名以上の場合の投票用紙

(注：1人を超える候補者がいる場合には複数の選択肢があります。時間に余裕がある場合には、投票者に、投票したい候補者の横に印をつけてもらうことができます。いずれの候補者も過半数の票を得なかった場合には、得票数が最少だった候補者の氏名が投票用紙から除外され、再度投票が行われます(投票用紙は、上記の見本 1 のようなものとなります)。1名の候補者が必要な得票数を獲得するまでこのプロセスが続けられます。ほとんどの地区ではこのような時間のかかる方法を取る余裕がないことから、優先順位投票という方法を用いれば、1回の投票で選挙を完了させることが可能になります。下記は優先順位投票用紙の見本です。)

投票方法：投票者が選びたい順序で各候補者の氏名の横に番号(1,2,3,4…)を明確に記入することにより、候補者に関する優先順位(すなわち、最も望ましい候補者に「1」を付け、その次に望ましい候補者に「2」をつけるなど)を付けます。

役職	氏名	選択順位
第二副地区ガバナー		
	候補者 A	4
	候補者 B	2
	候補者 C	1
	候補者 D	3

¹ 地区は、投票に用いられるべき適切な記号、または全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。

² 地区は、投票に用いられるべき適切な記号、または全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。更に、当選とみなされるには候補者は過半数の賛成票を獲得しなければなりません。賛成投票と反対投票が同数の場合、候補者は当選に必要な投票数を獲得しなかったとみなされ、その結果役職に空席が生じることになります。

優先順位をつけることにより投票する際のルール

1. 優先順位投票用紙（選挙の対象となる各役職について）に、投票者は、すべての候補者について自分の選択順を表示するよう求められます。つまり、自分が1番目に選択する候補者の横に「1」と数字を書き入れ、2番目に選択する候補者の横には「2」と記入するというように、投票対象の候補者全員に対し優先順位を付けます。
2. 票の集計に際しては、まず投票用紙を、各候補者を第1候補として指名する束に分けます。
3. 次に各候補者に分配された投票用紙の数が、投票集計係による報告用に記録されます。投票用紙の各束には候補者の名前を表記し、下記の手順によって候補者1人が残るまで、集計過程を通じて同じ名前のままで維持されます。
4. 半数を超える投票用紙が1人の候補者を第1候補として示している場合には、その候補者が通常の過半数を得票したものとみなされ、当選します。過半数得票者がいない場合には、下記の手順で、1人の候補者が選ばれるまで、得票数が最も少なかった者から順に除外されます。
 - a. 最も少ない束、つまり、第1候補としての得票数が最も少なかった候補者の投票用紙が、その用紙に第2候補として記されている候補者に準じて、残った候補者に配分されます。
 - b. 配分が終了したら、残った各候補者の得票数が、この場合も先と同様に記録されます。
 - c. 半数を超える投票用紙が1人の候補者に集まった場合には、その候補者が当選となります。当選者が出なかった場合には、同様に次の最少投票者が除外され、この候補者に投じられた投票用紙が、その用紙に第2候補として記されている候補者名に準じて、残った候補者に再配分されます。ただし、前回の投票用紙配分の結果除外された候補者名が第2候補として記されている投票用紙については、第3候補として記されている候補者にその票を配分します。
 - d. この場合も、残っている各候補者の得票数が記録されます。1人の候補者が過半数を得票し、それによって当選者が決定するまで、最少得票者の束を第2候補あるいは最も高い順位に指名された残りの候補者に再配分するという手順を、必要に応じて繰り返します。
 - e. すべての候補者を列記し、投票用紙が配分されるごとに各候補者が得た票数を記録した表が、投票集計係の報告書となります。
5. 投票集計のいかなる段階においても、1人もしくはそれ以上の候補者名に選択順位の番号がついていない投票用紙が出てきた場合で、番号のつけられた候補者が全員除外されている場合には、その投票用紙はいかなる候補者にも配分せず、無効としなければなりません。
6. いかなる時点においても、2人以上の候補者が同数で最少得票数となった場合には、これらの候補者名は除外され、その投票用紙は1回にまとめて再配分されます。
7. 当選者を決める得票数が同数の場合（候補者除外のプロセスが繰り返された上で2人またはそれ以上の同点得票数が残った場合）、第1候補として最も多数の票を得た候補者（初回の投票集計の記録に基づき）をその選挙の当選者とするべきです。

第13章 地区ガバナー候補者・ 第一および第二副地区ガバナー候補者の 資格者名簿作成

2008年6月タイ・バンコクで開催された第91回国際大会において、国際付則の改正により副地区ガバナーが第一および第二副地区ガバナーの2人制となりました。したがって、地区ガバナー・第一および第二副地区ガバナーの選出と資格について、第12章「地区ガバナー・第一および第二副地区ガバナーの選出」の項で詳しく記述しました。

そこで、各地区キャビネットではまずその統一解釈を明確にする必要があります。その上で地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナー候補者の資格を持つもの全員の名簿を作成し公表します。そのことによって、選出時における無用の混乱を防ぐとともに広い視野から地区ガバナーならびに第一および第二副地区ガバナーにふさわしい人物を発掘することができます。

(1) 名簿作成に当たって

- ① 各地区キャビネットは、年度初めに地区内全クラブより、国際付則第9条第4項・国際付則第9条第6項 (b) (c) の資格を持つ会員 (7月1日現在/正確には国際大会閉会時) の報告を求めます。
- ② 各クラブよりの報告に当たっては、資格に関するライオン歴のみを簡潔に記載します。
(候補者資格保有者の報告書参照)
- ③ 地区キャビネットは、上記報告を点検したうえで、リジョン、ゾーン、クラブ別に一覧できるような名簿を作成します。
(地区ガバナー候補者の資格者名簿、第一および第二副地区ガバナー候補者の資格者名簿、国際付則第9条第4項 (d) による資格付加要件具備者名簿参照)

(2) 名簿の確認と取り扱いについて

- ① 各地区キャビネットは、上記名簿をキャビネット会議に付し、確認をします。
- ② 確認された名簿は、直ちに地区内全クラブに配布します。参考のため複合地区事務局へも送付します。
- ③ この名簿は地区キャビネットの長期保存資料とします。

336- 地区ガバナー

殿

R

Z

ライオンズクラブ

会長署名

地区ガバナー候補者資格所持者の報告書

資格者氏名

上記会員の国際付則第9条第4項に該当するライオン歴は下記の通りです。

記

クラブレベル (理事会構成員は会長就任の前後の年度いずれも可)

- ① _____年 ~ _____年度 クラブ会長
- ② _____年 ~ _____年度
- ③ _____年 ~ _____年度

地区レベル (③④⑤は該当役職に○をつける。⑥⑦は該当役職名を記入する。)

- ① _____年 ~ _____年度 第一副地区ガバナー
- ② _____年 ~ _____年度 第二副地区ガバナー
- ③ _____年 ~ _____年度 コーディネーター・ZC・RC・キビ初幹事・キビ初会計
- ④ _____年 ~ _____年度 コーディネーター・ZC・RC・キビ初幹事・キビ初会計
- ⑤ _____年 ~ _____年度 コーディネーター・ZC・RC・キビ初幹事・キビ初会計
- ⑥ _____年 ~ _____年度 _____
(複合地区会則第17条1(b)による委員長名)
- ⑦ _____年 ~ _____年度 _____
(複合地区会則第17条1(c)による役職名)

336- 地区ガバナー

殿

R

Z

ライオンズクラブ

会長署名

第一副地区ガバナー候補者資格所持者の報告書

資格者氏名

上記会員の国際付則第9条第6項 (b) に該当するライオン歴は下記の通りです。

記

クラブレベル (理事会構成員は会長就任の前後の年度いずれも可)

- ① _____年 ~ _____年度 クラブ会長
- ② _____年 ~ _____年度
- ③ _____年 ~ _____年度

地区レベル (②③④は該当役職に○をつける。⑤⑥は該当役職名を記入する。)

- ① _____年 ~ _____年度 第二副地区ガバナー
- ② _____年 ~ _____年度 コーディネーター・ZC・RC・キビ[®]初幹事・キビ[®]初会計
- ③ _____年 ~ _____年度 コーディネーター・ZC・RC・キビ[®]初幹事・キビ[®]初会計
- ④ _____年 ~ _____年度 コーディネーター・ZC・RC・キビ[®]初幹事・キビ[®]初会計
- ⑤ _____年 ~ _____年度 _____
(複合地区会則第17条1 (b) による委員長名)
- ⑥ _____年 ~ _____年度 _____
(複合地区会則第17条1 (c) による役職名)

336- 地区ガバナー

殿

R Z ライオンズクラブ

会長署名

第二副地区ガバナー候補者資格所持者の報告書

資格者氏名

上記会員の国際付則第9条第6項(c)に該当するライオン歴は下記の通りです。

記

クラブレベル (理事会構成員は会長就任の前後の年度いずれも可)

- ① _____年 ~ _____年度 クラブ会長
- ② _____年 ~ _____年度
- ③ _____年 ~ _____年度

地区レベル (①②③は該当役職に○をつける。④⑤は該当役職名を記入する。)

- ① _____年 ~ _____年度 エグゼクティブ・ZC・RC・キビ[®]初幹事・キビ[®]初会計
- ② _____年 ~ _____年度 エグゼクティブ・ZC・RC・キビ[®]初幹事・キビ[®]初会計
- ③ _____年 ~ _____年度 エグゼクティブ・ZC・RC・キビ[®]初幹事・キビ[®]初会計
- ④ _____年 ~ _____年度 _____

(複合地区会則第17条1(b)による委員長名)

- ⑤ _____年 ~ _____年度 _____

(複合地区会則第17条1(c)による役職名)

第14章 地区ガバナー・地区ガバナーエレクト・ 第一および第二副地区ガバナーの空席補充

(1) 地区ガバナーの空席補充

地区ガバナーは国際協会の役員ですから（国際会則第5条第1項）、空席が生じた場合は、残る任期について国際理事会がその空席を埋めることができます。国際理事会が空席を埋めるまで、第一副地区ガバナーが地区ガバナー代理としてその任務を果たし、地区ガバナーと同じ権限を持ちます。（国際付則第9条第6項（d））

空席補充の手順

◎ 国際理事会の権限

国際理事会は、国際付則第9条第6項（e）の規定によって、このような任命をするに当り、該当地区の議決を尊重するが、これに拘束されないものとする。

◎ 地区の選出方法（標準版地区付則第2条第5項および別紙Bを参照のこと/2021.6.29改定）

- 招集者……前地区ガバナー
- 招集範囲……前地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー、その地区においてグッドスタンディングの正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際会長、元国際理事ならびに元地区ガバナーの全員。
- 招集日……国際本部からの通知を受け次第
- 議長……前地区ガバナー、ただし任務遂行が不可能な場合にはそれが可能な最も近年の元地区ガバナー。
- 地区ガバナー職の空席を補充するために選ばれるライオンは……
 - a) 所属単一または準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
 - b) 所属単一または準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
 - c) 地区ガバナー就任の時点で、
 - (i) ライオンズクラブの役員として全期または過半の期間、かつ
 - (ii) 地区キャビネットの構成員として2年間またはその過半の期間を務めた者でなければならない。
 - (iii) 上記のいずれも、同時に達成させていない。
- 投票権……会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員は、地区ガバナーの任命を受ける候補者となる1人のライオンに1票を投じることができる。

- 報告……議長は、会議の結果を7日以内に国際本部に報告するとともに会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。
- 任命……国際理事会は国際付則第9条第6項(d)により、前任者の残る任期を務める地区ガバナーを任命することができる。

(2) 地区ガバナーエレクトの空席補充

- (1) 地区が有資格の地区ガバナーを選出しなかった場合
- (2) 選出された地区ガバナーエレクトが、その任期開始前に死亡するか就任を拒否した場合
- (3) 病気その他の理由のために就任が不可能であると国際理事会がみなした場合
- (4) 地区ガバナーの選挙に対する抗議または法的行為のために空席が生じた場合

上記いずれの場合も本付則または会則に定められた時期および手順に準じて、国際理事会が同項に定められた任期で地区ガバナーを任命することができる。

即ち、前記(1)地区ガバナーの空席補充の手続きを準用することとなる。

(国際付則第9条第6項(a)後段の規定)

(3) 第一および第二副地区ガバナーの空席補充

第一および第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、地区(単一・準・複合)の会則および付則に従って補充される。(国際付則第9条第6項(d)後段の規定)

死亡その他の理由により第一または第二副地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d)および標準版地区付則第2条6項に規定する手順により、地区ガバナーは、前地区ガバナー、第一または第二副地区ガバナーと、当該地区に所属する元国際会長、元国際理事および元地区ガバナー全員の出席を求めた会合の議決をもって有資格者の中から補充する。(複合地区会則第14条4(2)(a))

第一および第二副地区ガバナーの空席を満たすために選ばれる会員は、次の資格を有していなければならない。

- (1) 所属単一または準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属地区内過半数のクラブの推薦を受け
- (3) 第一または第二副地区ガバナー就任の時点で
 - (a) ライオンズクラブの役員として全期または過半の期間、かつ
 - (b) 地区キャビネットの構成員として全期または過半の期間を務めた者でなければならない。
 - (c) 上記のいずれの役職も、同時に達成させることはできない
- (4) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。

(複合地区会則第15条4(2)(b)) ※上記(4)は2022.7.1に発効した

第15章 地区年次大会での指名・選挙委員会

クラブの選挙はクラブ付則第2条に定められていますが、地区における選挙の方法は、日本の複合地区会則には記されていません。

しかし、国際理事会の定めた標準版地区会則および付則の付則第2条に「地区推薦、選挙および任命」の条項が設けられ、詳しく取り決めてあります。

日本の複合地区会則に定められていないため、標準版会則および付則に定められている事項は、標準版会則が優先するので、これを守らなければなりません。そこで、各地区においては、標準版地区会則および付則の条項を守りながら、地区の実情を加味した指名・選挙のあり方を検討し、よりよい方法を定着させる必要があります。

1. 標準版地区会則および付則

「地区推薦、選挙および任命」の要点

- 1. 指名委員会。**各地区ガバナーは3人以上で5人以下の構成員から成る指名委員会を任命し、準地区大会の少なくとも60日前までにその旨を文書で各委員に通知しなければならない。委員は地区内の異なるグッドスタンディング・クラブのグッドスタンディングの会員とし、任命を受けている期間中は、選挙または任命のいずれの方法で役職に就いたかにかかわらず、地区キャビネットまたは国際協会のいかなる役員であってもならない。
- 2. 地区ガバナー選挙手順。**地区内の有資格クラブ会員で地区ガバナーに立候補する者は、指名委員会が大会で報告する前日までに、立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則および付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。立候補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。候補者のためには、5分以内の推薦演説1回と、3分以内の支持演説1回が許される。
- 3. 第一および第二副地区ガバナー選挙手順。**地区内のクラブ会員で第一または第二副地区ガバナーに立候補する者は、選挙日の少なくとも30日前までに、立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。立候補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。各候補者のためには、5分以内の推薦演説1回と、3分以内の支持演説1回が許される。
- 4. 投票。**選挙は、投票用紙を用いて無記名で行わなければならない。候補者が1人または複数いる場合であっても、当選者としてみなされるためには、候補者は、出席して投票した代議員の過半数の票を獲得しなければならない。このような選挙における過半数とは、白紙および棄権票を除く有効投票総数の2分の1を超える数を意味する。最初の投票およびそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合には、最低票数を得た候補者または同数で最低

票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。
いずれの投票でも同点の場合、1人が当選するまで投票を継続する。

(国際付則第9条第6項(a)～(c)も参照)

[注釈]

1. 「指名・選挙」はライオンズクラブにおける選挙の典型的あり方で、候補者を指名し、指名された候補者についてのみ選挙する方法。
2. 上記は地区の選挙についての規則であるから、地区ガバナー選挙、第一および第二副地区ガバナー選挙に適用される。
3. 「指名委員」は地区大会の「指名・選挙委員」とすることができる。
4. 地区大会における選挙は「指名・選挙委員」が管理する。

2. 地区における対応の例

1. 地区年次大会「指名・選挙委員会」の任命は、第3回キャビネット会議へ報告のうえ、本人へ任命状を送る。このことを地区年次大会議事規則に盛り込むかどうか、また地区大会の他の委員会も同時に任命するかどうかは、地区ガバナーの判断による。
2. 地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー立候補者届出規則との関係
立候補は1月中旬締切りで、地区キャビネット事務局へ届出て、第3回キャビネット会議で正式に受理する。「立候補届出書は直ちに地区年次大会指名・選挙委員会に送付する。指名・選挙委員会は候補者の資格を審査したうえで、候補者として大会で指名する」を加筆する。
3. 地区年次大会議事規則との関係
下記を加えることを検討する。
 - (1) 指名・選挙委員会は、資格が証明されたすべての候補者を大会で指名する。
 - (2) 有資格の立候補者がいなかった場合は、大会の席から、指名推薦することができる。
 - (3) 同点得票の場合は、その1人が当選するまで同点者の間で選挙を繰り返す。
 - (4) 選挙は指名・選挙委員会が管理する。

第16章 地区スローガンと 地区ガバナー・スローガン

地区アクティビティ・スローガンなどのいわゆる「地区スローガン」は、現在では地区ガバナーが毎年新しいものを発表していますが、4～5年間、場合によっては、せめて3年間でも継続し、地区内への浸透を図るようにすることが望ましいと思われます。

それに対して「地区ガバナー・スローガン」は、地区ガバナーの標榜する言葉として、毎年度の地区ガバナーのキーワードとして発表します。

また、地区のスローガンは、地区ガバナーのスローガンとは違うはずです。

地区は永遠の発展を目指し、地区ガバナーはその1年間を受け持つものであります。国際協会は主要奉仕活動のテーマを5年ごとに見直し、新しいテーマを掲げることを原則としています。当地区においても、4～5年程度、あるいは、その時の情勢によって、3年間でもやむを得ないでしょう。継続性を持たせて、成果を上げるための地区アクティビティ・スローガンにいたしたいものです。

地区アクティビティ・スローガンを、継続的なものにする、地区ガバナーの標榜する言葉が必要になります。国際協会でも、最近では国際会長テーマの発表をやめ、国際協会モットー **We Serve** を継続的に掲げることにしました。そして、国際会長は自らのメッセージを発表しています。これに習って地区ガバナーは、自分のキーワードを発表し、自分の努力すべき方向或いは目標を端的な言葉で示すようにしましょう。

(参考資料)

1. 言葉の意味

○ スローガン Slogan

団体などの主義・主張を、短い文句で表したものを。標語。

○ モットー Motto

行動や努力の目標とする事柄。またそれを表わした言葉、標語。座右の銘。

○ キーワード Key Word

内容を把握するための手がかりとなるような、重要な言葉。

2. 国際会長メッセージ

1966～67年度 Dr. ウォルター H. キャンベル国際会長以来、毎年度発表されていた国際会長テーマは、1987～88年度ジャッジ B. スティーブンソン国際会長が国際会長テーマの代わりに、国際協会のモットーである「**We Serve** われわれは奉仕する」を使用して以来今日まで続いています。

このことについて、1989～90年度ウィリアム L. ウーラード国際会長は、その就任演説で次のように述べています。

「国際会則にもうたわれている通り、私たちの公式のモットーは **We Serve** であります。私たちの掲げるシンボル・マークはライオンズの紋章と **We Serve** の文字のみです。私はこれから先も、これが変わることはないことを望みますが、といたしますのも、かつて国際会長が打ち出すロゴやモットーなどに人々がようやくなじんだと思われたころ、また新しく別なものが出されるということが繰り返されたからであります。この面での統一性と継続性がある初めて社会的によりよい理解が得られ、また私たちの結束が高められることになるのです。」

なお、このテーマとは別に、各国際会長は、それぞれのメッセージを発表し、その年度の指針

としています。その後、国際会長プログラムは、2017～2018年度以降は「We Serve（われわれは奉仕する）」をテーマとして設定することが、2016年福岡国際理事会において決議されました。

【国際会長メッセージ】

年度	国際会長 (敬称略)	国名	メッセージ
1991～1992	バンカー	アメリカ	活動参加 (Involvement)
1992～1993	メータ	インド	機会 (Opportunity)
1993～1994	コフィ	アメリカ	責任 (Responsibility)
1994～1995	グリマルディ	イタリア	結束 (Solidarity)
1995～1996	ワンダー	アメリカ	指導力 (Leadership)
1996～1997	ソリバ	ブラジル	パートナーシップと掛け橋 (Partnership, Bridge)
1997～1998	パターソン	アメリカ	誇り高き過去、明るい未来 (Study the past, Invest in the future)
1998～1999	カジット・ハバナナダ	タイ	ハーモニー (Harmony)
1999～2000	ジェイムズ E. アービン	アメリカ	ビジョン (Vision)
2000～2001	ジャン・ベアール	フランス	クオリティー 未来への鍵 (Quality: Key to the future)
2001～2002	J. フランク・ムーア 3 世	アメリカ	道に明かりを (Light the path)
2002～2003	ケイ・ K フクシマ	アメリカ	一つの世界、一つの心 (One World One Heart)
2003～2004	デーサップ・リー	韓国	未来の扉を開く改革 (Innovation : Gateway to our Future)
2004～2005	クレメント F. クジアク	アメリカ	奉仕を通して成功を分かち合おう (Share Success Through Service)
2005～2006	アショク・メータ	インド	飛躍への情熱 (Passion to Excel)
2006～2007	ジミー・M・ロス	アメリカ	われわれは奉仕する (We Serve)
2007～2008	マヘンドラ・アマラスリヤ	スリランカ	変化への挑戦 (Challenge to Change)
2008～2009	アルバート・F・ブランデル	アメリカ	奉仕で奇跡を (Miracles Through Service)
2009～2010	エーバハルト・ヴィルフス	ドイツ	Move to Grow
2010～2011	シド・スクラッグスⅢ	アメリカ	希望の光 (A Beacon of Hope)
2011～2012	ウィンクン・タム	香港	I Believe～信じる
2012～2013	ウェイン A. マデン	アメリカ	奉仕の世界 (In A World of Service)
2013～2014	バリー J. バーマー	オーストラリア	夢を追いかけよう (Follow Your DREAM)
2014～2015	ジョセフ・プレストン	アメリカ	Strengthen the PRIDE (誇りを高める)
2015～2016	山田實紘	日本	Dignity. Harmony. Humanity. (命の尊厳と和)
2016～2017	ボブ・コーリュー	アメリカ	New Mountains to Climb (次なる山を目指して)
2017～2018	ナレシュ・アガワル	インド	The Power of We (団結の力)
2018～2019	グドラン・イングヴァドター	アイスランド	Beyond The Horizon (地平線の彼方)
2019～2020	ジュンヨル・チョイ	韓国	Bridging Divides Through Diversity (多様性でウィ・サーブ)
2020～2021	ジュンヨル・チョイ	韓国	United in Kindness and Diversity (思いやりと多様性で結束する)
2021～2022	ダグラス・X・アレキサンダー	アメリカ	Service from the Heart (心からの奉仕を)
2022～2023	ブライアン・シーハン	アメリカ	Together We Can (皆でやればできる)
2023～2024	パティ・ヒル	カナダ	Changing the World (世界を変える)
2024～2025	ファブリシオ・オリベイラ	ブラジル	Make Your Mark (足跡をしるす)

第17章 役員任期

(1) 国際役員

国際理事を除き、執行役員任期は1年間とし、その当選が宣言された際に始まり、協会の次の大会で後任者の当選が宣言された際に終了する。

国際理事は国際年次大会で選出され、任期は2年で、本会則および付則の規定に従って後継者が選出され資格が認められるまでである。(国際会則第5条第4項による)

(2) 地区ガバナー

地区ガバナー任期は1年とし、当選した年の国際大会閉会時に始まり、次回大会閉会時をもって終了します。(国際会則第5条第4項(e)) 但し、当選の年に国際大会が開催されなかった場合は、7月1日に任期が始まり、翌年国際大会が開催されなかった場合は、6月30日に終わります。

(3) 第一および第二副地区ガバナー

第一および第二副地区ガバナー任期は1年間とし、当選した年の国際大会閉会時に始まり、次回国際大会閉会時に終わります。第一および第二副地区ガバナーは、各々自身の後継者となることはできません。(国際付則第9条第6項(b)(c))

(4) 地区キャビネット構成員

キャビネット構成員(地区役員)任期は、地区ガバナー任期と同じです。「但し、地区YCE委員長および地区IT委員長は、必要があれば翌年8月31日まで、翌年度の地区ガバナーによって任命され、実務に当たる」ことになっています。(複合地区会則第17条4による)

地区委員およびキャビネット構成員以外(複合地区会則第18条による)で、地区ガバナーによって任命された者(地区名誉顧問など)は、いずれも地区ガバナー任期と同じとする。(複合地区会則第17条4による)

第18章 地区名誉顧問会制度

地区名誉顧問会は地区行政円滑化のため地区ガバナーが任命する名誉顧問をもって構成されます。地区の活性化のためにも名誉顧問の数を無制限に増やすべきではありません。必要で適正な定員を設け、具体的任務を明確にすることを前提に下記の提言を行います。

1. 定員について

地区の実情に応じ、地区ガバナーの判断で定員数を決めます。

定員化の参考例

- (1) 最近地区ガバナーを務めた者とする。
- (2) 各リジョン1名を原則とするが、地区内が把握できるようにしておくことが望ましい。

2. 諮問に対する答申は具体的に明確にする

地区の調和、エクステンションの協力、新会員研修、その他地区の実情に応じた地区ガバナーチームの諮問事項に対して指導事項を明確に答申するようにします。

- (1) 地区名誉顧問会議の招集は、地区ガバナーチームと相談のうえ地区名誉顧問会議長が行う。
- (2) 地区名誉顧問会に必要な経費は地区一般会計収支予算に計上し、明確にしておく。
- (3) 地区名誉顧問会会議の議事要録をキャビネット会議に報告する。
- (4) 前・元地区ガバナー以外の元国際役員は、地区特別顧問に委嘱することができる。委嘱された場合は、地区名誉顧問会の答申に関してアドバイザーとして意見を述べるものとする。
- (5) 前・元地区ガバナーは「元地区ガバナー会」を自主的に組織し、運営する。

3. 地区名誉顧問会について検討した資料

地区名誉顧問会のあり方については、日本レベルあるいは各地区において検討されつつあります。

当複合地区としても、地区名誉顧問会開催の回数やキャビネット会議での扱いが、地区によって異なっていることに鑑み、地区ガバナーチームのキャビネット運営がスムーズに行われるように助言し指導ではなくアドバイザーに徹する制度に改善すべく、今後のあり方を検討いたしました。

(1) 複合地区会則第22条「地区名誉顧問会」の解釈

複合地区会則第22条 地区名誉顧問会

地区ガバナーは地区名誉顧問会を設ける。地区名誉顧問会は、主として前・元地区ガバナーの中から地区ガバナーが任命した名誉顧問をもって構成され、地区の調和を図る。地区名誉顧問会議長には

原則として前地区ガバナーを任命するものとする。

1. 地区ガバナーは地区名誉顧問会を設ける。

① 構成

主として元地区ガバナーの中から地区ガバナーが任命して名誉顧問をもって構成する。「主として」とあるのはふさわしい人材であれば地区ガバナー経験者でない者を名誉顧問会の構成とすることのできる余地を与えたものであり、「中から」とあるのは必ずしも、全部の元地区ガバナーを任命しなくてもよいことを示している。

② 任務

地区の調和を図る。

2. 地区によっては名誉委員会が設けられており、次のような会員で構成されている。

元国際役員、元国際理事、元地区ガバナー

この委員会は地区名誉委員会委員長が主宰するもので、地区ガバナーの要請があったときのみ活動する。

地区名誉委員会の職責

地区における「和」を推進する。

地区ガバナーが依頼する任務を果たす。

地区ガバナーの要請があれば名誉委員会会議を開催する。

地区ガバナーを補佐し、問題の究明と解決を試みる。

(参考)

The International Counselor は 1940 年制定された。ガバナー在職中の優れた貢献と功績により、国際理事会より、直接ガバナーに授与される。ガバナーを務めた全てのメンバーに与えられるものではない。国際カウンセラーは、地区ガバナーの義務や地区組織には干渉してはならない。むしろその活動単位として活躍すべきである。(1958.9「ライオン」より) 1965年10月、国際理事会は元地区ガバナーに贈る国際カウンセラーの名称を廃止した。

その後、前・元地区ガバナーは地区名誉顧問に就任している。

(2) 問題点

- ① 「前・元地区ガバナー」と「地区名誉顧問」が同意語のように使われています。前・元地区ガバナーは、地区ガバナー経験者に自動的に与えられるものですが、地区名誉顧問は地区名誉顧問会の構成メンバーとして地区ガバナーが任命する役職名です。従って、両者は区別して呼称されなければなりません。
- ② 地区名誉顧問会の任務を明確にすべきとの意見がありますが、複合地区会則では「地区の調和を図る」とあります。地区ガバナーが進化して地区ガバナーチームとなったことから、地区ガバナーチームのキャビネット運営がよりスムーズな展開を図る等、地区名誉顧問会設置の理由は変化していくべきと思います。
- ③ 地区名誉顧問会会議が誰によって招集されるのかを、明確にする必要があります。「この委員会は地区名誉顧問会議長が主宰するもので、地区ガバナーの要請があったときのみ活動する」(地区ガバナー必携)

4. 地区名誉顧問会内規の一例

1. 目的

336-__地区に複合地区会則第 22 条による地区名誉顧問会を設ける。地区名誉顧問会は地区ガバナーの諮問に応え地区運営の円滑化を図る。

2. 構成

(1) 定員

地区ガバナーを務めた直近〇名を以って定員とする。

但し、地区ガバナーと同じリジョンの者が含まれない場合は、元地区ガバナー1名を、またそのリジョンに元地区ガバナーのいない場合はキャビネット幹事、キャビネット会計、RC経験者の中から〇名を任命し、計〇名で構成することができる。

(2) 議長

地区名誉顧問会議長には複合地区会則第 22 条により主として前地区ガバナーを任命する。前地区ガバナーに支障のある場合は直近の元地区ガバナーを任命する。

3. 任務

主として次の事項に関し地区ガバナーの諮問に応える。

- (1) 地区内の調和を図る。
- (2) 国際協会の方針を推進する。
- (3) 地区運営を推進する。
- (4) 地区の長期計画を推進する。
- (5) その他地区ガバナーが要請する事項。

4. 運営

(1) 会議

(ア) 地区ガバナーの要請により議長が招集し、主宰する。

(イ) 出席者は地区名誉顧問、地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、および地区ガバナーの要請する者。

(ウ) 議長は議事録を作成し、地区ガバナーに報告するとともに必要な事項をキャビネット会議に報告する。

(2) 経費

運営に要する経費は、キャビネットにおいて地区一般会計収支予算に計上する。

(3) その他

上記のほか必要な事項はキャビネット幹事が措置する。

5. 内規の改廃

本内規の改又は廃棄はキャビネット会議の議決による。

年 月 日制定・施行

第19章 グローバル・アクション・チーム (GAT) について

1. グローバル・アクション・チームについて

(1) 概要

グローバル・アクション・チーム (GAT) は、グローバル会員増強チーム (GMT)、グローバル指導力育成チーム (GLT)、グローバル奉仕チーム (GST)、ウーマンヤングピープル (ファミリーウーマン) チーム (WYPT (FWT))、グローバル新クラブ結成チーム (GET) をまとめることで、ライオンズの三つの主要分野に取り組む首尾一貫した方法を作り出します。グローバル・アクション・チームはライオンズクラブ国際協会 (LCI) と LCIF のビジョンを支持し、ライオンズとレオの奉仕への熱意を新たに燃やさせるものです。

ライオンズは奉仕するために存在します。効果的に奉仕をするには、熱心な会員と優れたリーダーが必要です。グローバル・アクション・チームが設置されたのは、私たちが毎日世界中でより多くの人々に奉仕をし続けられるようにするためです。ライオンズは皆、グローバル・アクション・チームの一員です。

(2) 私たちのビジョン

ライオンズと LCIF が地域社会と人道奉仕におけるグローバルリーダーとなることを目指しています。また、一般社会に認識され、ライオンズや私たちの活動について地域社会に知ってもらいたいと思っています。更に、私たちは、会員が素晴らしい組織の一員であることに喜びを感じ、誇りに思ってもらいたいと思っています。

喜びは人から人へ伝わります。ライオンズが奉仕を提供することに喜びや情熱を感じる時、家族、友人、同僚、隣人や他の地域社会のリーダーも引き付けられます。彼らも地域社会のために多くのことを行う素晴らしい組織の一員になりたいと思うようになります。

(3) クラブにとってのメリット

クラブが中心。各クラブには GLT、GMT、GST、WYPT (FWT)、GET チームのメンバーを務める会員がいます。そして、クラブ会長が、クラブにおけるグローバル・アクション・チームのファシリテーターです。クラブを行動の中心とするボトムアップ・アプローチです。

1にも2にもチームワーク。新たに設けられたグローバル・アクション・チームは、ライオンズのネットワーク全体をクラブのために活用します。クラブを支援するために GLT、GMT、GST、WYPT (FWT)、GET をまとめるチームです。すべてのクラブに活力を吹き込むことのできる、クラブの全体を見るアプローチです。助けはいたるところにあります。

革新的な奉仕。GST は、クラブが情報や資料を特定し、奉仕事業をより良いものにしてインパクトを高めるノウハウを活用できるよう支援します。内容の充実した奉仕事業は、会員にさらなる奉仕への意欲をもたせ続けます。そして奉仕したいと考えている新たな会員を引きつけるのにも役立ちます。

リーダーシップ育成。GLT は、リーダーとなって地域社会に奉仕をする力をライオンズに与えることのできる指導力育成の機会を提供してくれます。力強いリーダーは会員増強を促進させ、新しい奉仕事業を後押しし、クラブが継続して成果を出せるようにすることができます。

健全な会員。GMT は、クラブが効果的な会員増強プログラムを展開し新会員を引きつけられるよう支援することができます。そして、新会員とベテラン会員を奉仕に参加させ続ける、素晴らしい会員体験の機会を作り出す手助けもできます。より多くの会員がいるということは、より多くの奉仕を地域社会にもたらせるということを意味します。

女性と家族会員の増強。WYPT (FWT) は、女性ならではの魅力ある奉仕活動の提案と、女性を中心とした会員増強を支援します。またクラブ支部やスペシャルティクラブの結成を支援することにより、会員増強の取り組みを推進します。

新クラブの結成。GET は、新クラブの結成、クラブ支部の結成に向けてスポンサークラブ及び新クラブ会員を支援します。

リーダーシップ、会員増強、奉仕は相互に作用。これらの各主要分野は互いに影響を及ぼし合います。優れたリーダーは会員増強と奉仕を推し進めることができます。素晴らしい奉仕は、奉仕の心をもった人々にライオンズの奉仕に加わろうという気持ちを起こさせるだけでなく、奉仕事業の指揮を執るチャンスをもライオンズにもたらす可能性を持っています。そして会員増加は、奉仕のインパクトを高め、未来へとクラブを導くことのできる新たなリーダーを生み出してくれます。

LCIF の支援。ライオンズクラブ国際財団 (LCIF) は、50 年近くの長きにわたり、ライオンズによる人生を変える事業を支えてきました。LCIF は、世界中のライオンズが大掛かりな奉仕事業に取り組み、永続的な変化をもたらすことができるよう、交付金を提供します。グローバル・アクション・チームは、LCIF の交付金を利用する機会があることをクラブに宣伝すると同時に人類にいつそう大きな投資をすることができるよう、寄付をするようライオンズに呼びかけていきます。

(4) 私たちの組織構造

グローバル・アクション・チームはライオンズの組織構造において恒久的な存在です。国際会長および他の執行役員に代わりグローバル・アクション・チームの三つの主要分野を率いるのは、下記のリーダーです。

グローバル・アクション・チーム (GAT) 委員長：カジット・ハバナナンダ元国際会長
クラブレベル

- ◎ クラブ会長が、グローバル・アクション・チームのクラブ・ファシリテーターとなります。
 - ・ GLT クラブ指導力育成委員長職にはクラブ副会長が自動的に就きます。
 - ・ GMT クラブ会員委員長
 - ・ GST クラブ奉仕委員長
 - ・ GET、WYPT (FWT) クラブ (任意の) 委員長

地区レベル

- ◎ 地区ガバナーが、グローバル・アクション・チームの地区ファシリテーターとなります。
 - ・ 地区 GMT コーディネーター
 - ・ 地区 GAT コーディネーター
 - ・ 地区 GLT コーディネーター
 - ・ 地区 GST コーディネーター

- ・ 地区 GET コーディネーター
- ・ 地区 WYPT (FWT) コーディネーター (正・副)

複合地区レベル

- ◎ 協議会議長が、グローバル・アクション・チームの複合地区ファシリテーターとなります。
 - ・ 複合地区 GMT コーディネーター
 - ・ 複合地区 GAT コーディネーター
 - ・ 複合地区 GLT コーディネーター
 - ・ 複合地区 GST コーディネーター
 - ・ 複合地区 GET コーディネーター
 - ・ 複合地区 WYPT (FWT) コーディネーター (正・副)

GAT日本レベル

- ・ GAT日本全域リーダー
- ・ GAT東日本全域副リーダー
- ・ GAT西日本全域副リーダー

(5) 資料・情報

グローバル・アクション・チームに関する最新情報は、ライオンズクラブ国際協会のウェブサイトをご覧ください。グローバル・アクション・チームのウェブページには、クラブレベルの役割を果たす上で役立つ E ブックを含め、GLT、GMT、GET そして GST のための具体的な情報や資料が掲載されています。このウェブページには新たな情報資料が加えられていきますので、頻繁に確認してください。WYPT (FWT) は日本独自のプログラムです。

2. GMT コーディネーター

地区グローバル会員増強チーム (GMT) コーディネーターの活動

地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GMT コーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- 地区チームとともに、地区の会員増強目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定し実施する。
- 主なツールや取り組みについてクラブ会員委員長を教育し、各クラブで会員勧誘と会員の満足度を向上させるための会員増強計画を立てるよう奨励する。
- 会員に関する問い合わせを受けるクラブ会員委員長を支援し、適用される方針に沿った迅速な指導を行う。
- 会員候補者には迅速に連絡が行われ、興味や、都合、期待、その他の要素にもとづいた適切なクラブに紹介されるようにする。もし適切なクラブがなければ、新クラブを結成するための指導と支援が与えられるようにする (グローバル・エクステンション・チームの地区コー

ディネーターが任命されていない場合)。

- (e) 会員増強における指導的役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
- (f) グローバル指導力育成チーム及びグローバル・アクション・チームの地区コーディネーターたちと協力し、クラブに会員維持の戦略を提供する。
- (g) 地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。

3. GLT コーディネーター

地区グローバル指導力育成チーム (GLT) コーディネーターの活動

- (a) 地区チームとともに、地区の指導力育成目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定・実施し、クラブ役員、リジョン及びゾーン・チェアパーソン、公認ガイディング・ライオン、必要に応じその他のメンバーの研修を開催する。
- (b) 年間地区学習及び指導力育成計画を立てて遂行し、研修について Learn で報告する。
- (c) 奉仕、会員増強、または指導力育成の役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
- (d) 適切な場合には、地区の各行事での研修を支援・進行する。
- (e) 地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。

4. GST コーディネーター

地区グローバル奉仕チーム (GST) コーディネーターの活動

地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GSTコーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 地区チームとともに、地区の奉仕及び資金調達目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定し実施する。
- (b) 地区内のクラブによるアクティビティ報告率を上げるよう努力する。
- (c) LCI と LCIF の奉仕プログラムや交付金、および LCI の奉仕関連リソースの活用について、知識を得、参加を奨励する。
- (d) 地区におけるアドボカシー活動の推進者として、クラブが意識高揚、地域社会の啓蒙、変化の唱導を行う上で支援する。
- (e) 知名度と会員の満足度を高め、新会員を獲得し、ノウハウの共有を奨励するため、奉仕の成功事例をライオンズや地域社会に共有する。

(f) 奉仕における指導的役割を担えそうなリーダー候補を特定すべく努力する。

5. WYPT (FWT) コーディネーター

2014年10月、スコッツデール国際理事会において、会則地域V（東洋、東南アジア）およびVI（インド、南アジア、アフリカ、中東）に、GMT、GLTと同じ構造の、家族および女性の会員増強組織を設けるパイロット・プログラムが承認されました。そして2020年7月、日本独自のプログラムとして第2期FWTが始動し、現在に至る。2025年7月からWYPTと名称変更が行われる予定のため、本マニュアルではWYPT (FWT) と表記した。

ウーマンヤングピープル（ファミリーウーマン）チームコーディネーター（WYPT (FWT)）の活動

地区WYPT (FWT) コーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 家族と女性会員の増強、家族と女性会員のライオンズにおける活動の推進、意識と行動力を高めること、複合、地区のGMT、GLT、GST、GETコーディネーターと協力しながら、家族および女性に関する対応を行い、新クラブ（エクステンション）とクラブ支部結成、または、スペシャルティクラブの推進をはかり、インパクトの高い奉仕を実践し入会促進と退会防止に努めます。女性が積極的にライオンズを学び、リーダーシップを発揮する機会を得るよう奨励します。

【WYPT (FWT) 役員】

WYPT (FWT) 複合地区コーディネーター（各複合地区正副2名）

WYPT (FWT) 地区コーディネーター（各地区正（副）1～2名）

6. GET コーディネーター

グローバル・エクステンション・チーム（GET）コーディネーターの活動

地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GETコーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。

その責任には以下が含まれる。

- (a) 地区チーム（地区ガバナーおよび各副地区ガバナーを含む）と協力し、地区の新クラブ目標の達成と維持を徹底する。
- (b) ボランティア奉仕がまったく行われていない、あるいは十分に行われていない地域社会や、より大きなコミュニティにおけるグループ内において、新クラブを結成する機会を見出す。

- (c) 地区のリーダーたちと協力して、新クラブ結成を成功させるために必要なタスク（会員の勧誘、リーダーシップ育成、有意義な奉仕事業への参加促進など）を遂行できるチームを作る。
- (d) 新クラブ開発のプロセスと方針を理解した上で、それをチームメンバーに伝え、さらに正確な情報が入会予定者に伝わるよう徹底する。
- (e) 新クラブ開発のプロセスと方針を理解した上で、それをチームメンバーに伝え、さらに正確な情報が入会予定者に伝わるよう徹底する。
- (f) スポンサー・クラブが新クラブ役員のメンター（教育係）を務められるように手助けし、またガイディング・ライオンに新クラブの心得を教育することで、新クラブの成功を確かなものにする。
- (g) 新クラブ結成に関心のあるライオンズを研修し、起用することで、地区の新クラブ結成の可能性を広げる。

新クラブの申請書に記入漏れがないか、承認手続きが正しくされているか、効率的に提出されているかを確認する。